

アメリカの選挙運動等におけるディープフェイク規制 —2024 年 9 月のカリフォルニア州における法整備を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

目 次

はじめに

I 選挙運動等におけるディープフェイクをめぐる米国の動向

- 1 大統領選挙とディープフェイク
- 2 連邦法による規制

II カリフォルニア州における規制

- 1 カリフォルニア州選挙法典第 20010 条
- 2 2024 年 9 月 17 日に制定された法律

III カリフォルニア州以外の各州における規制

- 1 テキサス州
- 2 ミネソタ州
- 3 ワシントン州
- 4 ミシガン州

おわりに

翻訳：1974 年政治改革法に関して政府法典第 84504 条、第 84504.1 条、第 84504.2 条、第 84504.3 条、第 84054.4 条及び第 84504.5 条を改正し、第 84514 条を加える法律（Assembly Bill No. 2355 Chapter 260）

2024 年ディープフェイクによる欺瞞（ぎまん）から民主主義を守る法律（抄）（Assembly Bill No. 2655 Chapter 261）

選挙に関して民事訴訟法典第 35 条を改正し、及び選挙法典に第 20012 条を追加し、並びにそれについて緊急事態を宣言し、直ちに発効する法律（抄）（Assembly Bill No. 2839 Chapter 262）

キーワード：選挙運動、政治広告、AI 規制、ディープフェイク、デイスインフォメーション

要 旨

選挙運動において、候補者の誹謗（ひぼう）中傷、世論の誘導等を目的としてAIを使用したディープフェイクが用いられるようになった。米国では、選挙運動におけるディープフェイクを規制する連邦法はないが、一部の州で州法により規制が実施されている。大統領選挙を目前に控えた2024年9月、カリフォルニア州において選挙運動等におけるディープフェイクを規制する3件の法律が制定された。同州では、2019年から、選挙前60日以内の期間、候補者のディープフェイクをその旨の表示を付さず、計画的な意図を持って拡散することが州法により禁じられていた。2024年9月の法整備により、規制対象となるディープフェイクの対象及び拡散禁止期間が拡大され、さらに、大規模オンラインプラットフォームが選挙におけるディープフェイク等の影響を最小限に抑える措置を実施すること及びAIを用いて生成された政治広告にその旨を表示することが義務付けられた。

はじめに

選挙運動において、候補者やその支持者は、対立する候補者の支持率を下げるために誤った情報を拡散しようとする傾向があるとされる⁽¹⁾。候補者を誹謗（ひぼう）中傷する、有権者を混乱させる、更には世論を誘導することを目的としたフェイクニュース・偽情報の1つとして、人工知能（AI）により生成されたディープフェイク⁽²⁾が利用されるようになった。選挙運動にAIを活用することは、①選挙に掛かる費用と時間を大幅に削減できる、②誰もが容易に政治的なコンテンツを作成できる、という利点がある⁽³⁾。その一方で、AIによって作られたコンテンツは、本物と偽物の見分けが付きにくく、ソーシャルメディアによるターゲティングが偽情報を拡散するのに役立つ可能性も指摘されており、AIによって作られたディープフェイクは、有権者の選挙への信頼を損なう可能性がある⁽⁴⁾。米国の一部の州では州法により選挙運動等におけるディープフェイクの規制が行われており、2024年11月5日の大統領選挙を目前に控えた同年9月17日、カリフォルニア州において選挙運動等におけるディープフェイクを規制する3件の法律が制定された。

本稿では、米国の選挙運動等におけるディープフェイクの規制について、カリフォルニア州を中心に5州の動向を紹介し、末尾に2024年9月にカリフォルニア州で制定された法律3件の翻訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月1日である。

(1) 平木綾香「AI時代の米大統領選—有害ディープフェイクをいかに規制すべきか?—」2023.11.10. Deloitte ウェブサイト <<https://faportal.deloitte.jp/institute/report/articles/000834.html>>

(2) 人工知能など高度な合成技術を用いて作られる、本物と見分けがつかないような、偽物の動画。政治家や著名人に虚偽の発言をさせるフェイクニュースや、他人の顔を合成したポルノ動画などに悪用する例があり、問題視されている。「ディープ・フェイク」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/ディープフェイク-3201240>>

(3) 平木 前掲注(1)

(4) Julia Mueller and Jared Gans, “Fears grow over AI’s impact on the 2024 election,” *Hill*, 2023.12.25. <<https://thehill.com/homenews/campaign/4371959-ai-artificial-intelligence-2024-election-deepfake-trump/>>

I 選挙運動等におけるディープフェイクをめぐる米国の動向

1 大統領選挙とディープフェイク

大統領選挙において偽情報が顕著となったのは、2016年の大統領選挙からである。偽情報がソーシャルメディアを中心に拡散され、特に党派的なメディア（オンラインニュースサイト「Breitbart News Network」、facebook「Conservative Tribune」など）においてより広がった⁽⁵⁾。2020年の大統領選挙では、トランプ（Donald Trump）大統領（当時）がバイデン（Joe Biden）候補（当時）のディープフェイク動画⁽⁶⁾をリツイートし、その結果、この動画がソーシャルメディアで非常に大きく拡散された。ディープフェイクであることが明白なこの動画は、有権者のバイデン候補（当時）に対するイメージに何らかの影響を与えたと考えられる。このケースは、大統領がインフルエンサーとなり、政敵を攻撃するために改ざんされたメディアを使用するという手法を根付かせることとなった⁽⁷⁾。2024年の大統領選挙では、2024年7月に起業家のマスク（Elon Musk）氏がハリス（Kamala Harris）副大統領（当時）の大統領選挙における広告動画を加工したと思われる動画をソーシャルメディアで拡散するなど⁽⁸⁾、各陣営がAIを用いて生成したディープフェイクを使った選挙キャンペーンを実施した。

2 連邦法による規制

合衆国憲法第1条第4節第1項⁽⁹⁾は、選挙制度が州の権限に属することを前提として、連邦法が州の選挙法や選挙管理に一定の規制を加えるとしている。連邦議会においては、2023年及び2024年に、1971年連邦選挙運動法⁽¹⁰⁾を改正し、政治広告において画像、音声又は動画を生成するためにAIを使用した場合、その旨を開示することを義務付ける法律案⁽¹¹⁾が両議院に提出されたが、可決には至らなかった。2025年6月末時点で、選挙運動又は政治広告におけるディープフェイク等のAI生成コンテンツを規制する連邦法は成立していない。

2023年7月、連邦選挙委員会⁽¹²⁾に対し、AIを用いて作成した意図的な虚偽の選挙広告を規

(5) Rob Faris et al., “Partisanship, Propaganda, and Disinformation: Online Media and the 2016 U.S. Presidential Election,” 2017.8.16. Berkman Klein Center website <<https://cyber.harvard.edu/publications/2017/08/mediacloud>>

(6) Parody of a Parody (@SilERabbit), “Sloppy Joe is trending. I wonder if it’s because of this. You can tell it’s a deep fake because Jill Biden isn’t covering for him,” 2020.4.27. X <<https://x.com/SilERabbit/status/1254551597465518082?s=20>>

(7) ニーナ・シック（片山美佳子訳）『ディープフェイク—ニセ情報の拡散者たち—』日経ナショナルジオグラフィック社, 2021, pp.109-111.（原書名：Nina Schick, *Deep Fakes and the Infocalypse*, London: Octopus Publishing Group Ltd, 2020.）

(8) 五十嵐大介「マスク氏、ハリス氏の「偽動画」拡散 X規約違反か 批判広がる」『朝日新聞』（電子版）2024.7.30.

(9) 上院議員及び下院議員の選挙を行う時、所及び方法は、各州においてその議会が定めるものとする。ただし、連邦議会は、上院議員の選挙を行う所に関する定めを除き、何時でも法律によってこの点に関する規則を設け、又は変更することができる。初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』三省堂, 2020, p.71.

(10) Federal Election Campaign Act of 1971.（合衆国法典第52編第30101条以下）<<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-985/pdf/COMPS-985.pdf>>

(11) REAL Political Advertisements Act. (H.R.3044-118th Congress) <<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/3044/text>>; AI Transparency in Elections Act of 2024. (S.3875-118th Congress) <<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3875/text>>

(12) Federal Election Commission. 連邦選挙資金法の施行と執行を担う独立政府機関。米国下院、上院、大統領、副大統領の選挙資金に関する管轄権を有する。1974年設立。“Mission and history.” Federal Election Commission website <<https://www.fec.gov/about/mission-and-history/>>

制することを目的として、候補者又はその代理人が他の候補者又は政党について詐欺的で事実と異なる表示をすることを禁じる連邦規則⁽¹³⁾の改正を求める請願が提出された⁽¹⁴⁾。同委員会は、同年8月16日、当該請願についてのパブリックコメントを求めた⁽¹⁵⁾。2024年9月26日、同委員会は、1971年連邦選挙運動法の詐欺的で事実と異なる表示を禁止する規定⁽¹⁶⁾は特定の技術をその技術的特性のみに基づいて優遇し、又は規制するものではなく、同委員会が定めた施行規則は基本的に当該法律の法文を反映しているとして、同規則の改正を行わないと決定した⁽¹⁷⁾。

一方、連邦通信委員会⁽¹⁸⁾は、2024年1月23日にニューハンプシャー州で実施された大統領選挙の予備選挙においてAIで生成したバイデン大統領（当時）の偽音声を使って投票しないよう促す自動音声電話（robocall）が発信された事件⁽¹⁹⁾を受け、同年2月8日、1991年電話消費者保護法⁽²⁰⁾の規定を解釈することにより、連邦通信委員会が宣言的命令を発布し⁽²¹⁾、AIによって生成された音声による自動音声電話を禁止した。

Ⅱ カリフォルニア州における規制

1 カリフォルニア州選挙法典第20010条

前述（Ⅰ2）のとおり、米国では、選挙に関する事項は原則として州の権限に属することから、2019年以降、一部の州では州法により、選挙運動等におけるディープフェイクの規制を実施している。2019年2月、選挙運動においてディープフェイク等を規制するための法律案がカリフォルニア州議会に提出された。カリフォルニア州議会で可決された同法律案は、同年10月3日、ニューサム（Gavin Newsom）知事によって署名され、法律として制定された⁽²²⁾。施行日は、2020年1月1日である。同法は、カリフォルニア州選挙法典⁽²³⁾（以下「ELEC」）に

(13) Code of Federal Regulations. (第11編第110.16条) <<https://www.ecfr.gov/current/title-11/chapter-I/subchapter-A/part-110/section-110.16>>

(14) “Second Submission: Petition for Rulemaking to Clarify that the Law Against “Fraudulent Misrepresentation” (52 U.S.C. §30124) Applies to Deceptive AI Campaign Communications,” 2023.7.13. Federal Election Commission website <<https://sers.fec.gov/fosers/showpdf.htm?docid=423502>>

(15) “Artificial Intelligence in Campaign Ads,” *Federal Register*, Vol.88 No.157, 2023.8.16, pp.55606-55607. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-08-16/pdf/2023-17547.pdf>>

(16) Fraudulent misrepresentation of campaign authority. (合衆国法典第52編第30124条) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2023-title52/pdf/USCODE-2023-title52-subtitleIII-chap301-subchapI-sec30124.pdf>>

(17) “Artificial Intelligence in Campaign Ads,” *Federal Register*, Vol.89 No.187, 2024.9.26, p.78826. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-09-26/pdf/2024-21979.pdf>>

(18) Federal Communications Commission. 連邦議会の監督下にある独立政府機関。ラジオ、テレビ、有線、衛星、ケーブルによる州間及び国際通信を規制する。“About the FCC.” FCC website <<https://www.fcc.gov/about/overview>>

(19) Steve Holland, “Fake ‘Biden’ robocall tells New Hampshire Democrats to stay home,” 2024.1.23. Reuters website <<https://www.reuters.com/world/us/fake-biden-robo-call-tells-new-hampshire-voters-stay-home-2024-01-22/>>

(20) Telephone Consumer Protection Act of 1991. (合衆国法典第47編第227条) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2023-title47/pdf/USCODE-2023-title47-chap5-subchapII-partI-sec227.pdf>>

(21) Declaratory Ruling (In the Matter of Implications of Artificial Intelligence Technologies on Protecting Consumers from Unwanted Robocalls and Robotexts), CG Docket No. 23-362, Adopted: February 2, 2024. <<https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-24-17A1.pdf>>

(22) An act to amend, repeal, and add Section 35 of the Code of Civil Procedure, and to amend, add, and repeal Section 20010 of the Elections Code, relating to elections. (AB730, Stats. 2019, Ch. 493) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=20190200AB730>

第 20010 条を追加し、次のように規定した⁽²⁴⁾。

同法では、規制対象を「実質的に虚偽の音声又は視覚メディア」とし、候補者の外観、発言又は行為の画像、音声又は映像記録であって、①当該画像、音声又は映像記録が真正であると通常人に誤認される、②当該画像、音声又は映像記録の表現内容が、変更されていない元の画像、音声又は映像記録とは根本的に異なる理解又は印象を通常人に与えるという両方の条件を満たすように、意図的に加工されたもの、と定義した。個人や政治団体などの団体は、改変されている旨の表示が含まれる場合を除き、選挙前 60 日以内に、候補者に関する実質的に虚偽の音声又は視覚メディアを現実の害意⁽²⁵⁾を持って拡散してはならない。同条の規定に違反して拡散された音声又は視覚メディアに候補者の音声又は肖像が含まれている場合、候補者は差止命令その他拡散を禁止する救済措置及び損害賠償を求める訴訟を提起することができる。実質的に虚偽の音声又は視覚的メディアがニュース等として報道される場合及び風刺又はパロディを構成する場合には、同条は適用されない。

なお、同条は 2023 年 1 月 1 日までに失効する条項であった（同条 g 項）。このため、2022 年 9 月 29 日、同条の有効期限を 2027 年 1 月 1 日まで延長する法律⁽²⁶⁾が制定され、2023 年 1 月 1 日に施行された⁽²⁷⁾。

2 2024 年 9 月 17 日に制定された法律

2024 年 9 月、カリフォルニア州では、AI に関する多数の法律が制定された⁽²⁸⁾。同月 17 日、ニューサム知事は、カリフォルニア州政府は透明性と信頼性のある AI の育成に積極的に取り組んでおり、偽情報によって国民の信頼を損なうような形で AI が利用されることがないようにすることが極めて重要であるとして⁽²⁹⁾、選挙運動等におけるディープフェイクその他デジタルで生成し、又は改変された虚偽のコンテンツの使用に対処することを目的とした 3 件の法律案に署名した。この 3 件の法律の概要を紹介する。

(1) 1974 年政治改革法に関して政府法典第 84504 条、第 84504.1 条、第 84504.2 条、第 84504.3 条、第 84054.4 条及び第 84504.5 条を改正し、第 84514 条を加える法律（AB2355）AB2355⁽³⁰⁾ は、政治広告において AI を用いて生成し、又は改変した画像、音声又は映像を

(23) Elections Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=ELEC&tocTitle=+Elections+Code+-+ELEC>>

(24) 同法には、第 3 条に規定する ELEC 第 20010 条（2023 年 1 月 1 日に施行）と第 4 条に規定する ELEC 第 20010 条（2023 年 1 月 1 日までに失効）があり、ここで紹介するのは第 4 条に規定する ELEC 第 20010 条である。

(25) 原語は actual malice. 正しくない表現を作成するために人物の画像に絵又は写真が重ねられていることを知っている、又は正しくない表現を作成するために人物の画像に絵又は写真が重ねられているか否かについて認識した上であえて無視することをいう。AB730, Stats. 2019, Ch. 493.（第 3 条）

(26) An act to amend Section 35 of the Code of Civil Procedure, and to amend Section 20010 of the Elections Code, relating to elections. (AB972 Stats. 2022, Ch. 745) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202120220AB972>

(27) これに伴い、AB730, Stats. 2019, Ch. 493.（第 3 条）により追加された ELEC 第 20010 条の施行日が 2027 年 1 月 1 日に改正された。

(28) 北村弥生「【アメリカ】カリフォルニア州におけるディープフェイクを規制する法律」『外国の立法』No.302-1, 2025.1, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/13979498>>; 同「米国カリフォルニア州における生成 AI 関係法制」『外国の立法』No.303, 2025.3, pp.1-9,11-13,15-25. <<https://doi.org/10.11501/14063172>>

(29) “Governor Newsom signs bills to combat deepfake election content,” 2024.9.17. Governor of California website <<https://www.gov.ca.gov/2024/09/17/governor-newsom-signs-bills-to-combat-deepfake-election-content/>>

使用した場合、その旨を開示することを義務付けるものである。1974 年政治改革法⁽³¹⁾の規定⁽³²⁾に従い、州議会の各議院において 3 分の 2 の賛成票を得て可決され、2024 年 9 月 17 日に制定され、2025 年 1 月 1 日に施行された。

1974 年政治改革法は、特定の政治広告に対して所定の開示事項を含めることを義務付けている。AB2355 は、カリフォルニア州政府法典⁽³³⁾に第 84514 条を追加し、「条件を満たした政治広告」を「人工知能を用いて生成され、又は実質的に改変された画像、音声又は映像を含む広告」と定義し、当該広告に「人工知能を使用して生成し、又は実質的に改変された広告」と表示することを義務付けた。開示要件に違反した場合には、政治活動公正実施委員会（Fair Political Practices Commission）⁽³⁴⁾は、政治広告を作成し、公表し、又は拡散した委員会⁽³⁵⁾に対して差止命令等の救済措置を求めることができるとする一方、開示要件の違反は犯罪としないことが明記された。

カリフォルニア州政府法典第 84504 条、第 84504.1 条、第 84504.2 条、第 84504.3 条、第 84054.4 条及び第 84504.5 条の改正は、第 84514 条の追加に伴い、政治広告の媒体に応じた開示の書式要件を改正するものである。

(2) 2024 年ディープフェイクによる欺瞞（ぎまん）から民主主義を守る法律（AB2655）

AB2655⁽³⁶⁾は、オンラインプラットフォームに対して選挙におけるディープフェイク等の影響を最小限に抑える措置を求めるもので、2024 年 9 月 17 日に制定、2025 年 1 月 1 日に施行された。ELEC 第 20 編に第 7 章（第 20510 条～第 20520 条）を追加し、次のように規定した。

大規模オンラインプラットフォーム⁽³⁷⁾は、カリフォルニア州在住者に対して、実質的に虚偽のコンテンツ⁽³⁸⁾を報告するための、容易にアクセス可能な手段を提供しなければならない（ELEC 第 20515 条）。大規模オンラインプラットフォームは、選挙の 120 日前から選挙当日ま

(30) An act to amend Sections 84504, 84504.1, 84504.2, 84504.3, 84054.4, and 84504.5 of, and to add Section 84514 to, the Government Code, relating to the Political Reform Act of 1974. (AB2355 Stats. 2024, Ch. 260) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2355>

(31) Political Reform Act of 1974. (カリフォルニア州政府法典第 81000 条以下) <<https://www.fppc.ca.gov/the-law/the-political-reform-act.html>>

(32) カリフォルニア州政府法典第 81012 条 a 項 本編は、その目的を更に推進するために、議事録に記載される起立投票により議席数の 3 分の 2 の賛成を得て両議院で可決され、知事が署名した法令により改正することができる。

(33) Government Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=GOV&tocTitle=+Government+Code+-+GOV>>

(34) 1974 年政治改革法の制定時に設立された、独立した超党派の委員会。1974 年政治改革法の公平かつ効果的な管理に主たる責任を負う。政治改革法により、その目的を遂行するための規則及び規定を採択し、修正し、及び廃止する権限を与えられている（〔カリフォルニア州〕政府法典第 82012 条）。“What Does the FPPC Do?” California Fair Political Practices Commission website <<https://www.fppc.ca.gov/about-fppc/what-the-fppc-does.html>>

(35) 直接的又は間接的に次に掲げる行為のいずれかを実行する個人又は複数の個人の連合体をいう。(a) 暦年において合計 2,000 ドル以上の寄附金を受領する。(b) 暦年において合計 1,000 ドル以上の独立した支出を行う。(c) 候補者若しくは委員会に対して又はその依頼により、暦年で合計 1 万ドル以上の寄附を行う（〔カリフォルニア州〕政府法典第 82013 条）。1 ドルは 145 円（令和 7 年 7 月分報告省令レート）。

(36) Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024. (AB2655 Stats. 2024, Ch. 261) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2655>

(37) 過去 12 か月間に 100 万人以上のカリフォルニア州のユーザーを持つ、一般向けインターネットウェブサイト、ウェブアプリケーション又はデジタルアプリケーション。ELEC 第 20512 条 h 項

(38) 故意にデジタルで作成し、又は修正された音声又は視覚メディアで、描写されたコンテンツが真正な記録であると通常人に誤認されるであろうもの。ディープフェイクに限定されない。ELEC 第 20012 条 f 項第 8 号

での期間、本条の規定に基づく表示がされていない、公選職の候補者又は当選した公職者について描写された実質的に虚偽のコンテンツを、報告がなされてから 72 時間以内にオンラインプラットフォームから削除しなければならない（同法第 20513 条）。なお、この要削除期間は、本条の規定に基づく表示がされていない、選挙事務に携わる者について描写された実質的に虚偽のコンテンツの場合は、選挙の 120 日前から選挙の 60 日後までの期間となる（同条）。大規模オンラインプラットフォームは、選挙の 6 か月前から選挙当日までの期間、実質的に虚偽のコンテンツについて、報告後 72 時間以内に加工されているコンテンツである旨のラベルを表示しなければならない（同法第 20514 条）。なお、この要表示期間は、選挙事務に携わる者、[大統領及び副大統領選出のための] 選挙人団の経過、投票機、投票用紙、投票所若しくはその他の選挙に関する設備又は投票の開票点検について描写されている場合は、選挙の 6 か月前から選挙の 60 日後までの期間となる（同条）。報告を行った候補者、当選者及び選挙事務に携わる者が、36 時間以内に大規模オンラインプラットフォームから回答を受け取っていない場合又は当該プラットフォームによる回答、措置若しくは 72 時間以内に当該プラットフォームが措置を行わなかったことに同意できない場合、当該プラットフォームに対して訴訟により差止命令又はその他拡散を禁止する救済措置を求めることができる（同法第 20515 条）。[カリフォルニア州] 司法長官等は、義務付けられたコンテンツの削除、ラベルの表示又は報告のプロセスを大規模オンラインプラットフォームが履行しない場合、当該プラットフォームに対して訴訟により差止命令その他拡散を禁止する救済措置を求めることができる（同法第 20516 条）。実質的に虚偽のコンテンツがニュース等として報道される場合、風刺又はパロディを構成する場合などには、同条は適用されない（同法第 20519 条）。

(3) 選挙に関して民事訴訟法典第 35 条を改正し、及び選挙法典に第 20012 条を追加し、並びにそれについて緊急事態を宣言し、直ちに発効する法律（AB2839）

AB2839⁽³⁹⁾ は、ELEC に第 20012 条を追加し、ELEC 第 20010 条（Ⅱ 1 参照）の規制の範囲を拡大している。AI によって生成されたディープフェイク及び偽情報から 2024 年の大統領選挙を守るために必要な緊急法（urgency statute）⁽⁴⁰⁾ として、カリフォルニア州憲法第 4 編の規定に基づき、州議会の各議院において 3 分の 2 の賛成票を得て可決された。2024 年 9 月 17 日に制定され、直ちに施行された。

ELEC 第 20010 条においては、選挙前の特定の期間に拡散を禁じられる「実質的に虚偽の音声又は視覚メディア」において描写される対象は候補者だけであったのに対し、追加された ELEC 第 20012 条においては、規制の対象となる「実質的に虚偽のコンテンツ」の対象を①カリフォルニア州の連邦、州又は地方の公選職の候補者、②選挙事務に携わる者、③当選した公職者、④投票機、投票用紙、投票所又はその他のカリフォルニア州の選挙に関する財若しくは

(39) An act to amend Section 35 of the Code of Civil Procedure, and to add Section 20012 to the Elections Code, relating to elections, and declaring the urgency thereof, to take effect immediately. (AB2839 Stats. 2024, Ch. 262) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2839>

(40) 公共の平和、健康又は安全を直ちに維持するために必要な議会制定法をいう。その必要性を構成する事実を法律案の 1 つの条項に記載しなければならないと定められている。州議会の各議院において、当該条項と法案はそれぞれ個別に可決され、議事録に記載される起立投票により、議席数の 3 分の 2 の賛成を得なければならない。California Constitution. (第 4 編第 8 条 d 項) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CONS&division=&title=&part=&chapter=&article=IV>

設備とした。実質的に虚偽のコンテンツを含む広告や選挙メッセージなど（以下「偽情報」）の拡散を禁じる期間についても、ELEC 第 20010 条においては、選挙前 60 日以内であったのに対し、ELEC 第 20012 条においては、①及び③に関する偽情報は選挙の 120 日前までの期間、②及び④に関する偽情報は選挙の 120 日前から選挙の 60 日後までの期間とされた。当該規定に違反して偽情報が拡散された場合に訴訟により差止命令その他拡散を禁止する救済措置を求めることができる対象についても、ELEC 第 20010 条においては当該コンテンツに描写された候補者のみであったが、ELEC 第 20012 条においては偽情報の受信者、当該コンテンツに描写された候補者又は選挙事務に携わる者とされた。

Ⅲ カリフォルニア州以外の各州における規制

2025 年 6 月 18 日現在、25 の州が、政治的なディープフェイクの使用を規制する法律を制定している。各州の規制では、主に禁止と開示という 2 つのアプローチが採用されており、ミネソタ州とテキサス州の 2 州は、選挙前の一定期間における政治的なディープフェイクの公開を禁止している。その他の 23 州は、政治広告の出資者に求められるものと同様に、ディープフェイクが含まれていることをメディアで開示することを義務付けている⁽⁴¹⁾。なお、ソーシャルメディア（オンラインプラットフォーム）にディープフェイクに対する措置を求めているのは、カリフォルニア州だけである。政治的なディープフェイクの使用を規制する法律を制定する州は、2024 年以降急速に増加している。ここでは、2023 年末までに既に法整備をしていた 5 州のうち、カリフォルニア州を除く 4 つの州（禁止 2 州：テキサス州、ミネソタ州、開示 2 州：ワシントン州、ミシガン州）について紹介する。これらの州におけるディープフェイクの規制は、カリフォルニア州の ELEC 第 20010 条（Ⅱ 1 参照）及び ELEC 第 20012 条（Ⅱ 2(3) 参照）に近い内容であるが、ディープフェイクの定義、誰を描写したディープフェイクを規制対象とするか、規制を設ける期間、違反行為を犯罪とするか等に相違点がある。各州におけるディープフェイクの定義と規制内容を紹介する。

1 テキサス州

2019 年 6 月 14 日、「選挙の結果に影響を与える目的で欺瞞的な動画を偽造する行為を刑事犯罪と規定する法律」⁽⁴²⁾が制定され、同年 9 月 19 日に施行された。同法は、規制対象となる「ディープフェイク映像」を、欺く意図を持って作成され、現実には起こらなかった行為を実在の人物が行っているように描写する映像と定義し、候補者に損害を与える、又は選挙の結果に影響を与える意図を持って、①ディープフェイク映像を作成し、②選挙から 30 日以内に、当該ディープフェイク映像を公表し、又は配布する行為を犯罪とするとした。

2 ミネソタ州

2023 年 5 月 26 日、同意なしにディープフェイクを拡散すること等を犯罪とする法律⁽⁴³⁾が

(41) “Artificial Intelligence (AI) in Elections and Campaigns,” 2025.6.18. NCSL website <<https://www.ncsl.org/elections-and-campaigns/artificial-intelligence-ai-in-elections-and-campaigns>>

(42) An Act relating to the creation of a criminal offense for fabricating a deceptive video with intent to influence the outcome of an election. (SB751) <<https://capitol.texas.gov/tlodocs/86R/billtext/html/SB00751F.htm>>

制定され、同年8月1日に施行された。同法は、規制対象となる「ディープフェイク」を、録画物、映画フィルム、録音物、電子画像、写真又はこれらから実質的に派生した発言又は行為の技術的な描写であって、①通常人が現実と誤認するもの、かつ②他の者が身体的又は言語的にその者になりすます能力ではなく、技術的手段に依存した生産物と定義した。また、ディープフェイクであることを知りながら、選挙前90日以内に、描写された個人の同意なく、候補者に損害を与え、又は選挙の結果に影響を与える意図を持って、ディープフェイクを拡散する行為を犯罪とし、[ミネソタ州]司法長官、描写された個人、被害を被った候補者等は差止命令を求めて訴訟を提訴できるとした。

3 ワシントン州

2023年5月9日、「選挙運動における合成メディア（synthetic media）の定義並びに候補者及び選挙運動の救済に関する法律」⁽⁴⁴⁾が制定され、同年7月23日に施行された。同法は、規制対象となる「合成メディア」を、デジタル技術を用いて個人の外見、発言又は行動を意図的に操作した、現実的であるが偽の画像、音声又は映像であって、通常人に①現実のものとして誤認させるもの及び②元の画像、音声又は映像と根本的に異なる理解又は印象を与えるものと定義した。合成メディアを含む選挙運動コミュニケーション（特定の候補者について当該候補者の選挙区で公表される放送等）に改変されている旨の開示事項を含めることを義務付け、選挙前60日以内に開示事項がない選挙運動コミュニケーションにおいて自身の外見、行動又は発言を合成メディアによって改変された候補者は、当該合成メディアの公開を禁止する差止命令又はその他拡散を禁止する救済措置及び損害賠償を求めて訴訟を提訴できるとした。

4 ミシガン州

2023年12月31日、実質的に虚偽のメディアの拡散を禁じる法律⁽⁴⁵⁾が制定され、2024年2月13日に施行された。同法は、規制対象となる「実質的に虚偽のメディア」を、①描写された個人が実際に行わなかった発言又は行為を偽って描写し、②通常の視聴者が現実と誤認する、③AIによって作成された画像、音声又は映像と定義した。実質的に虚偽のメディアに改変されている旨を開示事項に含めることを義務付け、開示事項を表示せず、虚偽であることを知り

(43) A bill for an Act relating to public safety; establishing a cause of action for nonconsensual dissemination of deep fake sexual images; establishing the crime of using deep fake technology to influence an election; establishing a crime for nonconsensual dissemination of deep fake sexual images; proposing coding for new law in Minnesota Statutes, chapters 604; 609; 617. (HF1370) <https://www.revisor.mn.gov/bills/text.php?number=HF1370&type=bill&version=3&session=ls93&session_year=2023&session_number=0>

(44) An Act relating to defining synthetic media in campaigns for elective office, and providing relief for candidates and campaigns. (SB5152) <<https://lawfilesexternal.wa.gov/biennium/2023-24/Pdf/Bills/Senate/20Passed/20Legislature/5152-S.PL.pdf?q=20250417011523>>

(45) An Act to amend 1954 PA 116, entitled “An act to reorganize, consolidate, and add to the election laws; to provide for election officials and prescribe their powers and duties; to prescribe the powers and duties of certain state departments, state agencies, and state and local officials and employees; to provide for the nomination and election of candidates for public office; to provide for the resignation, removal, and recall of certain public officers; to provide for the filling of vacancies in public office; to provide for and regulate primaries and elections; to provide for the purity of elections; to guard against the abuse of the elective franchise; to define violations of this act; to provide appropriations; to prescribe penalties and provide remedies; and to repeal certain acts and all other acts inconsistent with this act,” (MCL 168.1 to 168.992) by adding section 932f. (HB5144) <<https://www.legislature.mi.gov/documents/2023-2024/publicact/htm/2023-PA-0265.htm>>

ながら、選挙前 90 日以内に、候補者に損害を与え、又は選挙の結果に影響を与える意図を持って実質的に虚偽のメディアを拡散することを犯罪とし、[ミシガン州] 司法長官、描写された個人、被害を被った候補者等は差止命令を求めて訴訟を提訴できるとした。

おわりに

米国では、言論の自由の保護という観点からディープフェイクの規制に反対する声もある⁽⁴⁶⁾。合衆国憲法第 1 修正条項⁽⁴⁷⁾に則り、選挙広告を含む選挙運動における表現の自由が強く認められている⁽⁴⁸⁾。2024 年 9 月 17 日、AI を用いてハリス前副大統領のディープフェイク動画を生成したコールズ（Christopher Kohls）氏は、カリフォルニア州法 AB2655 及び AB2839 は合衆国憲法第 1 修正条項等に違反するとして、同法の施行の差止めを求める訴状をカリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所（以下「地方裁判所」）に提出した⁽⁴⁹⁾。同年 10 月 2 日、地方裁判所は、AB2839 は、州の利益を促進するために利用可能な最も制限の少ない手段を用いていないため、憲法に違反しているとして、仮差止命令を発した⁽⁵⁰⁾。地方裁判所は、バイロンビー社⁽⁵¹⁾、X 社等による同様の提訴を当該訴訟に統合し、2025 年 1 月 3 日、カリフォルニア州政府に対し AB2655 の施行を 2025 年 6 月 28 日まで停止するよう命じ⁽⁵²⁾、2025 年 6 月 25 日には、更に 2025 年 10 月 25 日まで停止するよう命じた⁽⁵³⁾。選挙におけるディープフェイクによる害悪が明らかである場合には一定の規制は許容されるのか、今後の動きに注目したい。

（きたむら やよい）

(46) 湯浅壘道「米国大統領選挙とディープフェイク」『情報処理』Vol.65 No.7, 2024.7, pp.344-346. <<https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/records/234964>>

(47) 連邦議会は、国教を樹立し、又は宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論又は出版の自由を制限する法律並びに人民が平穏に集会する権利及び苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定してはならない。初宿・辻村編 前掲注 (9), p.77.

(48) Citizens United v. Federal Election Commission. 558 U.S. 310 (2010); 湯浅 前掲注 (46)

(49) Kohls v. Bonta, 2:24-cv-02527, (E.D. Cal. Sep 17, 2024) ECF No.1

(50) Kohls v. Bonta, 2:24-cv-02527, (E.D. Cal. Oct 02, 2024) ECF No.14

(51) The Babylon Bee, LLC は、キリスト教、政治及び日常生活に関する風刺記事を配信するニュースサイトである。
“Your Trusted Source for Christian News Satire.” The Babylon Bee website <<https://babylonbee.com/about>>

(52) Kohls v. Bonta, 2:24-cv-02527, (E.D. Cal. Jan 03, 2025) ECF No.40

(53) Kohls v. Bonta, 2:24-cv-02527, (E.D. Cal. Jun 25, 2025) ECF No.87

1974 年政治改革法に関して政府法典第 84504 条、第 84504.1 条、第 84504.2 条、
第 84504.3 条、第 84054.4 条及び第 84504.5 条を改正し、
第 84514 条を加える法律
(Assembly Bill No. 2355 Chapter 260)

An act to amend Sections 84504, 84504.1, 84504.2, 84504.3, 84054.4, and 84504.5 of, and to add
Section 84514 to, the Government Code, relating to the Political Reform Act of 1974
(Assembly Bill No. 2355 Chapter 260)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生記

第 1 条

〔カリフォルニア州〕政府法典⁽¹⁾第 84504 条を、次のように改める。

第 84504 条

- (a) 政党委員会⁽²⁾又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会以外の委員会〔committee〕⁽³⁾が費用を負担した広告⁽⁴⁾であって、ラジオ又は電話を用いて流布されるものは、当該広告の冒頭又は末尾に、明瞭な発声方法かつ当該広告の他の部分と実質的に同様の音高と音質で読み上げられた、第 84502 条⁽⁵⁾、第 84503 条⁽⁶⁾、第 84506.5 条⁽⁷⁾及び第 84514 条⁽⁸⁾により義務付けられている開示事項を含むものとし、3 秒以上継続するものとする。
- (b) 第 84501 条 c 項第 1 号における「上位寄附者」の意義⁽⁹⁾にかかわらず、ラジオ及び事前

* この翻訳は、1974 年政治改革法に関して政府法典第 84504 条、第 84504.1 条、第 84504.2 条、第 84504.3 条、第 84054.4 条及び第 84504.5 条を改正し、第 84514 条を加える法律 (Stats. 2024, Ch. 260. (AB 2255) <https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2355>) を訳出したものである。〔 〕内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 7 月 1 日である。

- (1) Government Code. <<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=GOV&tocTitle=+Government+Code+-+GOV>>
- (2) Election Code. <<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=ELEC&tocTitle=+Elections+Code+-+ELEC>>〔カリフォルニア州〕選挙法典第 5100 条又は第 5151 条に基づき政党としての認定要件を満たす組織の州の中央委員会又は郡の中央委員会をいう (第 85205 条)。
- (3) 直接的又は間接的に次に掲げる行為のいずれかを実行する個人又は複数の個人の連合体をいう。(a) 暦年において合計 2,000 ドル以上の寄附金を受領する。(b) 暦年において合計 1,000 ドル以上の独立した支出を行う。(c) 候補者若しくは委員会に対して又はその依頼により、暦年で合計 1 万ドル以上の寄附を行う (〔カリフォルニア州〕政府法典第 82013 条)。1 ドルは 145 円 (令和 7 年 7 月分報告省令レート)。
- (4) 公選職の候補者又は州民投票案件を支持し、又は反対する目的で委員会により公認され、又は費用を負担された、あらゆる一般的な又は公開されたコミュニケーションをいう (〔カリフォルニア州〕政府法典第 84501 条 a 項 1 号)。
- (5) 特定の広告に「広告費用負担者」という文言及び委員会名を含めることに関する規定。
- (6) 特定の広告に「広告委員会の主要出資者」という文言及び主要寄附者の氏名を含めることに関する規定。
- (7) 独立した支出によって費用が負担される、候補者を支持し、又は反対する広告に含めるべき文言に関する規定。
- (8) 本法律第 8 条により追加される条項。
- (9) 「上位寄附者」とは、広告の費用を負担する委員会が累計で 5 万ドル以上の寄附を最も多く受け取った上位 3 名の寄附者をいう。

録音された電話広告は、5 万ドル（\$50,000）以上の寄附者上位 2 名のみを開示するものとし、当該広告が 15 秒以下又は開示事項の陳述が 8 秒を超える場合には 5 万ドル（\$50,000）以上の寄附者上位 1 名のみを開示するものとする。

第 2 条

政府法典第 84504.1 条を、次のように改める。

第 84504.1 条

- (a) 政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会以外の委員会が費用を負担した広告であって、テレビ広告及びインターネット上で流布される映像を含め、映像として流布されるものは、当該広告の冒頭又は末尾に、第 84502 条、第 84503 条及び第 84514 条で義務付けられている開示事項を含むものとする。
- (b) a 項により義務付けられている開示事項は、30 秒以下の放送では 5 秒間以上、30 秒を超える放送では 10 秒間以上、記述され、かつ、表示されるものとする。
- (1) a 項により義務付けられている、記述された開示事項は、黒一色の背景上にテレビ若しくは映像の表示画面の全体の下 3 分の 1 に、又は委員会が上位寄附者のリストを掲げる必要がない、若しくは別段義務付けられていない場合は画面の下 4 分の 1 に出現するものとし、対照的な色で標準的な Arial Regular の書体とし、記述された開示事項の大文字の活字の大きさは、テレビ又は映像表示の広告の縦又は横のいずれか小さい方の 4 パーセントとする。
- (2) 該当する場合は、第 84514 条により義務付けられている開示事項は、白色であるものとし、開示事項欄の最上部に出現し、第 84502 条及び第 84503 条で義務付けられている開示事項とテレビ又は映像の表示画面の高さの 2 パーセント以上に相当する空白の水平スペースで区切るものとする。
- (3) 第 84502 条により義務付けられている開示事項は白色とし、第 84514 条により義務付けられている開示事項に続くものとする。該当する場合は、第 84503 条により義務付けられている開示事項は、HTML⁽¹⁰⁾ の 16 進数値 #FFFF00⁽¹¹⁾ などの黄色とし、第 84502 条により義務付けられている開示事項とテレビ又は映像の表示画面の高さの 2 パーセント以上の空白の水平スペースで区切るものとする。該当する場合は、上位寄附者は、他のテキストから区分された独立した横線の上に、1 行目に最も累積寄附額の多い上位寄附者から始めて、降順で、それぞれ開示されるものとする。全ての開示事項のテキストは、開示事項の欄内で水平方向に中央揃（そろ）えとする。該当する場合で、上位寄附者がいる場合は、記述された開示事項は、上位寄附者の氏名を除き、平均的な視聴者にとって明確に視認できる方法で下線を付すものとする。

(10) インターネットの WWW で表示されるページを作成するための記述言語。「HTML」『日本大百科全書』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/html-3144728#w-1509428>>

(11) Web ページ上で表現される色を指定するための制御コード。シャープ(#)に続く 6 桁の 16 進数で表記される。2 桁ごとに赤・青・緑の濃淡が表され、16 進数 (0～F) の 0 が最も薄く、F に近づくほど濃い色となる。「カラーコード」『IT 用語辞典バイナリ』Weblio 辞書ウェブサイト <<https://www.weblio.jp/content/カラーコード>>「#FFFF00」は鮮やかな黄色である。

- (4) 上位寄附者の氏名は、その文字を縮小し、又は普通の縮小されていない標準的な Arial Regular の書体よりも狭くなるように字間のスペースを減らさないものとする。
- (5) 1 人以上の上位寄附者の氏名が画面の幅を超え、2 行目に折り返す必要がある場合、寄附者の名前は、1 人の上位寄附者の氏名がどこで終わり、次の氏名が始まるかを示すために、[政治活動公正実施] 委員会 [Commission]⁽¹²⁾ が定義する視認性の高い記号又は最小の垂直方向の間隔を使用して、明確に区分するものとする。
- (c) 候補者を支持し、又は反対する独立した支出による広告は、平均的な視聴者が容易に読める十分なコントラストで背景に直接印刷された、第 84506.5 条に基づく適切な文言を含むものとする。
- (d) 本条において義務付けられていないテキスト又は画像は、第 84504.8 条⁽¹³⁾ により義務付けられている場合及びその他の適用法により許可され、又は義務付けられている場合を除き、開示事項の欄内に出現させてはならない。

第 3 条

2018 年議会制定法第 777 章第 5 条により改正された政府法典第 84504.2 条⁽¹⁴⁾ を、次のように改正する。

第 84504.2 条

- (a) 政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会以外の委員会が費用を負担した印刷広告は、次の各号のように表示された、第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている開示事項を含むものとする。
 - (1) 開示事項の欄は、白一色の背景とし、他の印刷事項とは区分された、1 ページ以上の最下部に印刷され、又は描画されたボックスとする。開示事項の欄内の全てのテキストは、対照的な色で、開示事項の欄内で水平方向に中央揃えとする。
 - (2) 個別に配布されることを目的としてデザインされた、郵送広告、ビラ及びドアハンガーを含み、これに限定されない、印刷広告のためのテキストは、Arial 相当の書体で、10 ポイント以上の活字の大きさとする。
 - (3) 該当する場合は、第 84514 条により義務付けられている開示事項は、開示事項の欄の最上部に出現するものとし、第 84502 条及び第 84503 条により義務付けられている開示事

(12) 政治活動公正実施委員会 (Fair Political Practices Commission.) は、1974 年政治改革法 (Political Reform Act of 1974. ([カリフォルニア州] 政府法典第 81000 条以下) <<https://www.fppc.ca.gov/the-law/the-political-reform-act.html>>) の制定時に設立された、独立した超党派の委員会。1974 年政治改革法の公平かつ効果的な管理に主たる責任を負う。政治改革法により、その目的を遂行するための規則及び規定を採択し、修正し、及び廃止する権限を与えられている ([カリフォルニア州] 政府法典第 82012 条)。“What Does the FPPC Do?” California Fair Political Practices Commission website <<https://www.fppc.ca.gov/about-fppc/what-the-fppc-does.html>>

(13) 地方条例で義務付けられている開示事項の文言が本節で義務付けられている開示事項の文言と実質的に類似している場合、当該 2 つの開示事項の文言は 1 つの文言に統合することができる。

(14) 2018 年議会制定法第 777 章 (AB2155) 第 5 条により改正された政府法典第 84504.2 条は、2018 年議会制定法第 777 章第 8 条の規定により、2018 年議会制定法第 662 章 (SB1239、1974 年政治改革法を改正し、選挙報告書等の文書を規定に従いオンライン又は電子的な提出、保管、閲覧等を可能にする法律) の施行日まで有効とされている。2018 年議会制定法第 662 章は、同法第 44 条の規定により「州務長官がオンラインでの提出及び開示システムを認証するまでは施行されないものとする。」と規定されており、現時点では施行されていない。

項と空白行で区分するものとする。

- (4) 第 84502 条及び第 84503 条により義務付けられている開示事項は、第 84514 条により義務付けられている開示事項に続くものとする。上位寄附者がいる場合には、開示事項のテキストに下線を付すものとする。
- (5) 該当する場合は、上位寄附者は、他のテキストから区分された独立した横線の上に、1 行目に最も累積寄附額の多い上位寄附者から始めて、降順で、それぞれ開示されるものとする。各上位寄附者の氏名は、開示事項の欄内で水平方向に中央揃えとし、下線は付さないものとする。上位寄附者の氏名は、普通の縮小されていない Arial 相当の書体よりも狭くなるように縮小した書体で印刷してはならない。
- (6) 第 84506.5 条の対象となる委員会は、第 84506.5 条により義務付けられている開示事項を含めるものとし、その開示事項は下線を付し、上位寄附者の下の別の行に「表示」するものとする。
- (7) 第 84223 条⁽¹⁵⁾の対象となる委員会は、その次に「資金源の詳細（委員会のインターネットウェブサイトを挿入）」のテキストを含むものとし、このテキストは下線を付し、他のテキストとは別の行に印刷するものとする。
- (b) a 項第 2 号及び第 5 号の規定にかかわらず、構内看板又は掲示板を含み、これに限定されない、個別に配布されることを目的としてデザインされたものよりも大きな印刷広告に「表示させるよう」第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている開示事項は、全体の高さが広告の高さの 5 パーセント以上の Arial 相当の書体とし、平均的な視聴者が容易に読むことができる十分なコントラストの単色の背景の上に印刷されるものとする。テキストは、上位寄附者をカンマで区切り、別個の横線の上に出現しないように調整することができる。
- (c) 第 84501 条 c 項第 1 号における「上位寄附者」の意義にかかわらず、20 平方インチ⁽¹⁶⁾以下の、新聞、雑誌又はその他公刊された印刷広告は、5 万ドル（\$50,000）以上の寄附者上位 1 名のみの開示を義務付けられるものとする。

第 4 条

2022 年議会制定法第 887 章第 12 条により改正された政府法典第 84504.2 条⁽¹⁷⁾を、次のように改める。

(15) 主として州民投票案件又は州の候補者を支持し、又は反対するために結成され、選挙のために 100 万ドル以上の資金を集める委員会は、政治活動公正実施委員会規則で規定されているとおり、委員会の上位 10 人の寄附者の正確なリストを維持しなければならない。上位 10 人の寄附者の最新リストは、政治活動公正実施委員会のインターネットウェブサイトを開示するために政治活動公正実施委員会に提供されるものとする（[カリフォルニア州] 政府法典第 84223 条 a 項）。政治活動公正実施委員会は、州務長官の要請があった場合、州務長官のインターネットウェブサイト寄附者リストを追加掲載する目的で、州務長官に上位 10 人の寄附者リストを提供するものとする（同条 c 項第 1 号）。

(16) ヤード・ポンド法の長さの単位。25.4 ミリメートルに当たる。「インチ」『日本大百科全書』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/インチ-3143643>>

(17) 2018 年議会制定法第 662 章第 44 条の規定(前掲注(14)参照。)により定められた期日に条件付きで施行される。

第84504.2条

- (a) 個別に配布されることを目的としてデザインされた、郵送広告、ビラ及びドアハンガーを含み、これに限定されない、印刷広告であって、政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会以外の委員会が費用を負担したものは、次の各号のように表示された、第84502条、第84503条、第84506.5条及び第84514条により義務付けられている開示事項を含むものとする。
- (1) 開示事項の欄は、白一色の背景とし、他の印刷事項とは区分された、1ページ以上の最下部に印刷され、又は描画されたボックスとする。開示事項の欄内の全てのテキストは、対照的な色で、開示事項の欄内で水平方向に中央揃えとする。
 - (2) テキストは、10ポイント以上の活字の大きさの標準的な Arial Regular の書体とする。
 - (3) 該当する場合は、第84514条により義務付けられている開示事項は、開示事項の欄の最上部に出現するものとし、第84502条及び第84503条により義務付けられている開示事項と空白行で区分するものとする。
 - (4) 第84502条及び第84503条により義務付けられている開示事項は、第84514条により義務付けられている開示事項に続くものとする。上位寄附者がいる場合には、開示事項のテキストに下線を付すものとする。
 - (5) 該当する場合は、上位寄附者は、他のテキストから区分され、独立した横線の上に、1行目に最も累積寄附額の多い上位寄附者から始めて、降順で、それぞれ開示されるものとする。各上位寄附者の氏名は、開示事項の欄内で水平方向に中央揃えとし、下線は付さないものとする。上位寄附者の氏名は、普通の縮小されていない標準的な Arial Regular の書体よりも狭くなるように縮小した書体で印刷してはならない。
 - (6) 独立した支出によって費用が負担される、候補者を支持し、又は反対する広告は、第84506.5条により義務付けられている開示事項を含むものとし、その開示事項は下線を付し、上位寄附者の下の別の行に「表示」するものとする。
 - (7) 第84223条の対象となる委員会は、その次に「資金源の詳細（上位寄附者10名のリストが掲載されている州務長官のインターネットウェブサイトページへのリンクを挿入）」のテキストを含むものとし、このテキストは下線を付し、開示事項の欄の最下部に他のテキストとは別の行に印刷するものとする。
 - (8) 第84501条c項第1号における「上位寄附者」の意義にかかわらず、20平方インチ以下の、新聞、雑誌又はその他公刊された印刷広告は、5万ドル（\$50,000）以上の寄附者最上位者のみの開示を義務付けられるものとする。
- (b) 構内看板又は掲示板を含み、これに限定されない、個別に配布されることを目的としてデザインされたものよりも大きな印刷広告であって、政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会以外の委員会が費用を負担したものは、他の印刷事項とは区分された、広告の最下部の、白一色の背景の、印刷され、又は描画された欄内に第84502条、第84503条、第84506.5条及び第84514条に従った開示事項を含むものとする。記載された開示事項の各行は、対照的な色で、広告の高さの5パーセント以上の標準的な Arial Regular の書体とし、普通の縮小されていない標準的な Arial Regular よりも狭くなるように縮小してはならない。テキストは、上位寄附者をカンマで区切り、別個の横線の上に出現しないように調整することができる。

- (c) 本条において義務付けられていないテキスト又は画像は、第 84504.8 条により義務付けられている場合及びその他の適用法により許可され、又は義務付けられている場合を除き、開示事項の欄内に出現させてはならない。

第 5 条

政府法典第 84504.3 条を、次のように改める。

第 84504.3 条

- (a) 本条は、次の各号のいずれかが該当する場合に電子メディア広告に適用される。
- (1) 当該広告が政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会以外の委員会によって費用を負担された場合
 - (2) 当該広告が政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会によって費用を負担され、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (A) 独立した支出によって費用を負担されたとき。
 - (B) 州民投票案件を支持し、又は反対する広告であるとき。
- (b) 電子メディア広告は、委員会によって費用が負担されたインターネットウェブサイトへのリンクを当該広告をインターネット上で利用可能にするオンラインプラットフォームが許可するグラフィック、画像、アニメーショングラフィック又はアニメーション画像である場合、次の事項のいずれにも従うものとする。
- (1) 第 2 号に規定される開示事項の欄が、第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている全ての開示事項のテキストを含んでいる場合を除き、当該広告は、対照的な色で、かつ、11 ポイント以上のフォントの、第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている開示事項を含むインターネットウェブサイトへのハイパーリンクを含むものとする。
 - (2) 当該広告は、その継続期間中、次に掲げる事項に従って表示される開示事項を、該当する場合における第 84514 条により義務付けられているもの、該当する場合における第 84502 条により義務付けられているもの、該当する場合における第 84503 条により義務付けられているものの順で含めなければならない。
 - (A) 開示事項の欄は、白又は黒一色の背景とし、広告の最下部のボックスとする。開示事項の欄内のテキストは、対照的な色で、標準的な Arial Regular の書体で 11 ポイント以上の活字の大きさとし、その書体を縮小し、又は普通の縮小されていない標準的な Arial Regular の書体よりも狭くなるように字間のスペースを減らしてはならない。
 - (B) 該当する場合は、第 84514 条により義務付けられている開示事項は、開示事項の欄の最上部に出現するものとし、第 84502 条により義務付けられている開示事項と空白行で区分するものとする。
 - (C) 第 84503 条の規定にかかわらず、開示事項の欄は、当該広告の費用を負担する委員会への最上位寄附者のみを開示することができ、及び開示事項の欄は、「広告委員会の上位寄附者」又は「広告委員会の最上位寄附者」の代わりに「最上位寄附者」又は「上位寄附者」という言葉を含むことができる。
 - (D) 第 84506.5 条により義務付けられている開示事項は、第 84503 条により義務付けら

れている開示事項と水平方向の空白行で区分し、開示事項のボックスの最下部に表示することができる。当該広告が第 1 号に従い開示事項を含むウェブサイトにはハイパーリンクしている場合は、このテキストを開示事項の欄に表示することは義務付けられない。

- (3) 第 2 号の規定にかかわらず、画像が 65,000 平方ピクセル未満、すなわち標準的な 728 × 90 ピクセルのリーダーボード⁽¹⁸⁾ 画像広告よりも小さい場合、第 2 号に規定される開示事項の欄は、「この広告の費用負担者は誰？」というテキストを代わりに含めることができる。このテキストは、標準的な Arial Regular の書体で、8 ポイント以上の活字の大きさとする。
- (4) 第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、第 2 号により義務付けられている開示事項の欄は、第 3 号で認められている代替手段「この広告の費用負担者は誰？」を使用しても、グラフィック又は画像の 10 パーセントよりも多くを占める場合には義務付けられない。そのような場合は、当該広告は、第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている開示事項を含むインターネットウェブサイトへのハイパーリンクを含めることのみが必要とされる。
- (5) 本項において義務付けられていないテキスト又は画像は、第 84504.8 条により義務付けられている場合及びその他の適用法により許可され、又は義務付けられている場合を除き、開示事項の欄内に出現させてはならない。
- (c) a 項の規定にかかわらず、委員会が費用を負担する電子メールメッセージ又はインターネットウェブサイトは、第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている開示事項を、該当する場合には、電子メールメッセージの上部若しくは下部又はインターネットウェブサイトの公衆がアクセス可能な全てのページの上部若しくは下部に、明瞭な、読みやすく、対照的な色で、かつ、8 ポイント以上のフォントで出力するものとする。
- (d) b 項第 1 号及び第 4 号の規定に従いリンクされたインターネットウェブサイトは、広告により支持し、又は反対する候補者又は州民投票案件が投票にかけられた選挙日から 30 日後まで、オンラインで公衆がアクセス可能であり続けなければならない。
- (e) 電子メディアの形態を経由して行われる広告であって、音声のみであるが故に b 項に規定する開示事項のいずれも記載できないものは、第 84504 条に規定するラジオ広告に対する開示要件に従うものとする。
- (f) 映像として流布される電子メディア広告は、その費用を負担した委員会の種類に応じて、第 84504.1 条及び第 84504.5 条の開示要件に従うものとする。映像が 30 秒を超える場合、第 84504.1 条及び第 84504.5 条により義務付けられている開示事項は、広告の冒頭で実施されるものとする。
- (g) ユーザーが会話に参加し、かつ、コンテンツを投稿することができる電子メディアの形態を経由して作成される投稿、コメント若しくはその他の同様のコミュニケーション、又はその他の種類のソーシャルメディアの広告は、次のいずれにも該当する場合、b 項に規定さ

(18) ウェブサイト上に表示される横長の広告バナー。「リーダーボード」『販促・マーケティング用語辞典』ビズブリュウェブサイト <<https://visipri.com/marketing-dictionary/464-Leaderboard.php?srltid=AfmBOorj9aNfSIQHGF7cX4gMbqDvGH6S3PxH-ZHQhu0PENcL4YVclGe>>

れる開示事項を含むことを義務付けられない。

- (1) 当該広告が、当該広告の費用を負担する委員会のソーシャルメディアページ又はアカウントから直接投稿されたとき。
- (2) (A) 第 84502 条、第 84503 条、第 84506.5 条及び第 84514 条により義務付けられている開示事項が、委員会のプロフィール、ランディングページ⁽¹⁹⁾又は投稿、コメント若しくは同様のコミュニケーションが作成された委員会のページ若しくはアカウントと同じ場所のカバー又はヘッダーの写真に、平均的な閲覧者が容易に読める対照的な色で、10 ポイント以上のフォントで含まれているとき。(A) で指定された開示事項は、プロフィール、ランディングページ又は同様の場所をこの形態の電子メディアを閲覧する際に一般的に使用され、コンピュータの画面、ラップトップ、タブレット又はスマートフォンを含み、これに限定されない、いかなる電子機器から閲覧される場合、カバー又はヘッダーの写真上で全て見るができるものとする。
- (B) (A) の規定にかかわらず、(A) で指定された開示事項を一般的に使用されている電子機器で全て見るができるようにすることが実行不可能な場合、プロフィール、ランディングページ若しくは同様の場所のカバー又はヘッダーの写真には、(A) で指定された開示事項を含むインターネットウェブサイトへのハイパーリンク、アイコン、ボタン又はタブを含めることのみが必要とされる。
- (h) 本条により義務付けられている開示事項は、コンテンツが投稿されたソーシャルメディアのアカウントが本法律の適用を受ける広告の目的のみのために作成された場合を除き、そのコミュニケーションの費用又はコストがスタッフの時間のみので賄われている場合、ソーシャルメディアを経由して行われる広告には適用されない。

第 6 条

政府法典第 84504.4 条を、次のように改める。

第 84504.4 条

- (a) 政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会によって費用を負担されたラジオ又はテレビ広告であって、州民投票案件を支持し、又は反対するものではなく、独立した支出によって費用を負担されていないものは、次に掲げる要件に従い、第 84502 条により義務付けられている開示事項及び、該当する場合には、第 84514 条により義務付けられている開示事項を含めるものとする。
 - (1) ラジオ広告の場合、その文言は、広告の冒頭又は末尾に含められ、明瞭な発声方法かつ当該広告の他の部分と実質的に同様の音高と音質で読み上げられるものとする。
 - (2) テレビ広告の場合、その文言は、4 秒間以上、画面の高さの 4 パーセント以上の活字の大きさの文字で記述された状態で出現するものとする。
- (b) ユーザーが会話に参加し、かつ、コンテンツを投稿することができる電子メディアの形態又はその他の種類のソーシャルメディアを経由して作成される広告であって、政党委員会

(19) バナー広告・検索結果などのリンクからユーザーが最初に訪問するウェブページ。「landing page」『プログレッシブ英和中辞典』JapanKnowledge Lib ウェブサイト <<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=40020PEJ0448433>>

又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会によって費用を負担され、かつ、州民投票案件を支持し、又は反対するものではなく、独立した支出によって費用を負担されていないものは、第84504.3条g項の規定に従い、第84502条により義務付けられている開示事項を含むものとする。

第7条

政府法典第84504.5条を、次のように改める。

第84504.5条

独立した支出であり、政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会によって費用を負担された広告は、第84502条、第84506.5条及び第84514条により義務付けられている開示事項を含むものとする。州民投票案件を支持し、又は反対するものであって、政党委員会又は管理している候補者の公選職のために設立された候補者管理委員会によって費用を負担された広告は、第84502条により義務付けられている開示事項を含むものとする。本条の規定に従って広告に含まれる開示事項は、次に掲げる要件に従う。

- (a) ラジオ〔広告〕又は電話広告は、義務付けられている開示事項を広告の冒頭又は末尾に含み、明瞭な発声方法かつ当該広告の他の部分と実質的に同様の音高と音質で読み上げられるものとし、3秒以上継続するものとする。
- (b) テレビ及びインターネット上で流布される映像を含む映像広告は、広告の冒頭又は末尾に、平均的な視聴者が容易に読める十分な大きさの文字で、かつ、広告の背景と適度なコントラストがある色で、4秒以上、記述された状態で義務付けられている開示事項を含むものとする。義務付けられている開示事項は、30秒以下の放送では5秒未満しか、30秒を超える放送では10秒未満しか、記述された開示事項が出現しない場合は、広告の中で口頭でも伝えなければならない。
- (c) (1) 印刷広告は、10ポイント以上のフォントで、広告の背景と適度なコントラストがある色で、義務付けられている開示事項を含むものとする。
(2) 第1号の規定にかかわらず、構内看板又は掲示板のような、個別に配布されることを目的としてデザインされたものよりも大きな印刷広告における義務付けられている開示事項の各行は、全体で広告全体の高さの5パーセント以上を構成し、広告の背景と適度なコントラストがある色で出現するものとする。
- (d) 電子メディア広告は、第84504.3条により義務付けられている開示事項を含むものとする。

第8条

次の第84514条を、政府法典の第84513条の直後に加える。

第84514条

- (a) (1) 第82013条⁽²⁰⁾に定義される委員会が条件を満たした政治広告を作成し、最初に公表

(20) 前掲注(3)参照。

し、又は最初に流布した場合、当該条件を満たした政治広告は、明瞭かつ目立つ方法で、次の開示事項を含むものとする。「人工知能を使用して生成し、又は実質的に改変された広告」

- (2) 第1号により義務付けられている開示事項は、該当する場合、第84504条、第84504.1条、第84504.2条、第84504.3条、第84504.4条又は84504.5条に規定された方法で表示され、又は口頭で伝えられるものとする。
- (b) 本条は、合衆国法典第47編第230条に基づくインタラクティブサービスプロバイダ [interactive service provider] の権利、義務又は免責⁽²¹⁾を改変し、又は否定するものではない。
- (c) (1) 委員会がa項の要件を満たさない場合、[政治活動公正実施] 委員会は次に掲げるいずれかの訴訟を提起することができる。
- (A) 第90009条⁽²²⁾に従い、遵守を強制する差止命令による救済を求める訴訟
- (B) 第3章(第83100条以下)⁽²³⁾又は第11章(第91000条以下)⁽²⁴⁾に基づき利用可能な行政上又は民事上の救済措置を追求する訴訟
- (2) a項の違反は、第11章(第91000条以下)に基づく軽罪⁽²⁵⁾を構成しないものとする。
- (d) 本条の規定の適用について、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「人工知能」とは、工学的又は機械的システムであって、それ自体の自律性⁽²⁶⁾レベルが様々であり、明示的な、又は黙示的な目的のために、それが受け取った入力情報から物理的な、又は仮想的な環境に影響を与えることができる出力を生成する方法を推論できるものをいう。
- (2) (A) 次に掲げる条件のいずれかが満たされる場合、画像、音声、映像又はその他のメディアは、「人工知能を用いて生成され、又は実質的に改変された」とする。

(21) インタラクティブサービスとは、複数のユーザーによるコンピュータサーバーへのアクセスを提供し、又は可能にする情報サービス、システム又はアクセスソフトウェアプロバイダと定義され(f項第2号)、インタラクティブサービスプロバイダに対して、他の情報コンテンツプロバイダによって提供される情報の発信者として扱われることはなく(c項第1号)、コンテンツ提供者又はユーザーのわいせつ等不適切なコンテンツへのアクセス又は利用可能性を制限するために誠意を持って自発的に講じたあらゆる行動についての民事責任を負わないものとし(c項第2号)、ユーザーとの契約時に未成年者にとって有害なコンテンツへのアクセス制限に役立つ可能性のある保護手段が市販されていることをユーザーに通知することを義務付けている(d項)。47 U.S.C. §230 <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2023-title47/pdf/USCODE-2023-title47-chap5-subchapII-partI-sec230.pdf>>

(22) 選挙の公正な実施という[カリフォルニア州]政府法典第9編の目的を推進するために、[政治活動公正実施]委員会は、本編に準拠した開示事項を強制することを目的として差止めによる救済を上級裁判所に求めることができる。

(23) 政治活動公正実施委員会は、苦情申立てに基づき政府法典第9編の規定に対する違反の可能性について調査し([カリフォルニア州]政府法典第83115条)、行政手続法に基づき、違反の有無を決定するための聴聞会を開催し、違反があったと判断した場合には、違反者に対し、本法律の違反行為を中止すること等を命じる命令を出すことができる(同法第83116条)。

(24) (州地方裁判所の)管轄区域に居住する者は、[カリフォルニア州]政府法典第9編の規定に対する違反を差し止め、又は規定の遵守を強制する差止命令による救済を求める訴訟を提起することができ([カリフォルニア州]政府法典第91003条)、政治活動公正実施委員会は、地区検察官の書面による許可がある場合には、管轄区域の有権者又は居住者が提起し得る民事訴訟を提起することができる(同法第91001条)。

(25) 重罪(felony)に至らぬ犯罪で、通常罰金あるいは短期の拘禁で罰せられるもの。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.709。

(26) 個体が外部からの指示や制御なしに、自己の意志や決定に基づいて行動できる能力を指す。岡瑞起・橋本康弘『AI時代の質問力プロンプトリテラシー―「問い」と「指示」が生成AIの可能性を最大限に引き出す―』翔泳社、2024、p.202。

- (i) 視覚又は音声メディアが、その全体が人工知能を用いて作成され、通常人が本物であると誤って認識すると思われる場合
- (ii) 視覚又は音声メディアが、その変更により、変更前のバージョンと比較した場合に、通常人が変更後のメディアについて根本的に異なる理解を持つほど人工知能によって実質的に改変された場合
- (B) 画像、音声、映像又はその他のメディアは、当該メディアが人工知能によって、化粧直し、色編集、画像のトリミング又は画像の大きさ変更など、実質的ではなく改変されている場合、「人工知能を用いて生成され、又は実質的に改変された」とされない。
- (3) 「条件を満たした政治広告」とは、人工知能を用いて生成され、又は実質的に改変された画像、音声又は映像を含む広告をいう。

第 9 条

本議会は、本法律が政府法典第 81012 条 a 項⁽²⁷⁾の意義の範囲内における 1974 年政治改革法の目的を推進するとの見解を示し、宣言する。

(きたむら やよい)

(27) 本編は、その目的を更に推進するために、議事録に記載される起立投票により議席数の 3 分の 2 の賛成を得て両議院で可決され、知事が署名した議会制定法により改正することができる。

2024 年ディープフェイクによる欺瞞（ぎまん）から民主主義を守る法律（抄） （Assembly Bill No. 2655 Chapter 261）

Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024 (Assembly Bill No. 2655 Chapter 261)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

第 1 条 省略

第 1.5 条 省略

第 2 条 省略

第 2.5 条 省略

第 3 条

〔カリフォルニア州〕 選挙法典⁽¹⁾ 第 20 編に第 7 章（第 20510 条以下）を追加し、次のとおりとする。

第 7 章 2024 年ディープフェイクによる欺瞞（ぎまん）から民主主義を守る法律

第 20510 条

本章は、2024 年ディープフェイクによる欺瞞から民主主義を守る法律と称する。

第 20511 条

本議会は次の全ての見解を示し、宣言する。

- (a) カリフォルニア州は、生成人工知能（AI）を動力源とする偽情報がこれまでにないほど私たちの情報生態系を汚染する、史上初の生成 AI 選挙に突入している。選挙人は、どの画像、音声又は映像を信頼できるのか分からないであろう。
- (b) 悪意のある者は、現在の技術を使えば、数回のクリックで、候補者が賄賂を受け取っている偽の画像若しくは選挙事務に携わる者が投票機の機密性が確保されていないと発言しているのを「録画された」偽の映像を作り出し、又はカリフォルニア州の何百万人もの選挙人に投票場所が変更されたと伝える知事の声を生成する力を今や持っている。
- (c) 2024 年の大統領選挙に向けて、候補者及び政党は既にディープフェイクの画像、音声及び映像コンテンツを作り出し、及び配信している。これらの偽の画像又はファイルは、数秒

* この翻訳は、2024 年ディープフェイクによる欺瞞（ぎまん）から民主主義を守る法律（Stats. 2024, Ch. 261. (AB 2655) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2655>）を訳出したものである。本法律には、「選挙に関して民事訴訟法典第 35 条を改正し、及び選挙法典に第 20012 条を追加し、並びにそれについて緊急事態を宣言し、直ちに発効する法律」（Stats. 2024, Ch. 262. (AB 2839)）により提案された民事訴訟法典第 35 条の改正に関する条項（第 3 条以外）が組み込まれていたが、「選挙に関して民事訴訟法典第 35 条を改正し、及び選挙法典に第 20012 条を追加し、並びにそれについて緊急事態を宣言し、直ちに発効する法律」が本法律よりも先に発効したことにより、本法律における当該条項は無効となった。このため、第 3 条のみを訳出した。〔 〕内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 7 月 1 日である。

(1) Elections Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=ELEC&tocTitle=+Elections+Code+-+ELEC>>

で何百万人ものカリフォルニア州民に広がり、かつ、選挙結果をゆがめ、又は投票用紙の集計プロセスに対する信頼を損なう可能性がある。

- (d) 本法律⁽²⁾により義務付けられる表示情報は、消費者に対する欺瞞を防ぐために、特定の画像、音声、映像又はテキストのコンテンツが真正ではないことに関する事実情報を消費者に提供するために厳密に規定されている。
- (e) カリフォルニア州における選挙が自由かつ公正であることを確保するため、カリフォルニア州は、選挙の前後一定期間、選挙人が投票することを妨害し、不正なコンテンツに基づいて選挙人を欺くことを目的としたディープフェイク及び偽情報の使用を防止しなければならない。それゆえに、本章の規定は、自由かつ公正な選挙を守るというカリフォルニア州の切迫した利益を支えるために厳密に規定されている。

第 20512 条

本章の規定の適用について、次の各項の用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (a) 「広告」とは、公選職の候補者を支持し、若しくは反対することを目的として公認された、若しくは費用を負担されたものであることを大規模オンラインプラットフォームが認識している、あらゆる一般的又は公的なコミュニケーションをいう。
- (b) 「放送局」とは、ラジオ又はテレビの放送局を意味し、次のものを含む。
- (1) ケーブル放送の事業者、番組編成担当者又は制作者
 - (2) ストリーミングサービスの事業者、番組編成担当者又は制作者
 - (3) 直接衛星放送事業者、番組編成担当者又は制作者
- (c) 「候補者」とは、第 359.5 条に定める選挙人指名役職⁽³⁾に立候補する者、米国大統領又は副大統領の職に立候補する者及び教育長⁽⁴⁾の職に立候補する者をいう。
- (d) 「ディープフェイク」とは、デジタル方式により作り出され、又は改変された音声又は視覚メディアであって、そのメディアにおいて描写された個人の現実の発言又は行為の真正な記録であるかのように通常人が誤って認識するであろうものをいう。
- (e) 「選挙に係るコミュニケーション」とは、「広告」に該当しない一般的又は公的なコミュニケーションであって、次のいずれかに関するものをいう。
- (1) 公選職の候補者
 - (2) カリフォルニア州における選挙において投票し、又は投票を止めること。
 - (3) f 項に定義されているカリフォルニア州における選挙の投票の開票点検
 - (4) 投票機、投票用紙、投票所又はその他のカリフォルニア州における選挙に関連する財若しくは設備
 - (5) カリフォルニア州における「大統領・副大統領選出のための」選挙人団の議事又は手続

(2) 原語は「bill」であるが、法律として成立しているためここでは法律と訳した。

(3) 「選挙人指名役職」とは、候補者が投票用紙に自身の支持政党又は無党派であることを記載することを選択できる連邦議会又は州の公選職をいう。知事、副知事、州務長官、州監査官、州財務長官、州司法長官、州保険局長、州査定平準局の構成員、連邦議会上院議員、連邦議会下院議員、州議会上院議員、州議会下院議員が該当する。

(4) 原語は Superintendent of Public Instruction. 政党を超えた投票により選出される 4 年任期のカリフォルニア州政府の行政職。カリフォルニア州教育局 (California Department of Education) を監督する。“Executive Office.” California Department of Education website <<https://www.cde.ca.gov/eo/>>

- (f) 「カリフォルニア州における選挙」とは、本条で定義される候補者が投票用紙に記載されている選挙及び州全体の州民発案〔initiative〕又は州全体の州民表決〔referendum〕の案件⁽⁵⁾が投票用紙に記載されている選挙をいう。
- (g) 「選挙事務に携わる者」とは、次に掲げるいずれかの職務の遂行を担う者をいう。
- (1) 第 320 条に定める選挙事務に携わる者⁽⁶⁾
 - (2) 州務長官
- (h) 「大規模オンラインプラットフォーム」とは、過去 12 か月間に 100 万人以上のカリフォルニア州のユーザーを持つ、[カリフォルニア州] 事業及び職業法典⁽⁷⁾ 第 22675 条に定義されるソーシャルメディアプラットフォーム、映像共有プラットフォーム、広告ネットワーク又は検索エンジンを含む、一般向けインターネットウェブサイト、ウェブアプリケーション又はデジタルアプリケーションをいう。
- (i) (1) 「実質的に虚偽のコンテンツ」とは、デジタル方式により作り出され、又は改変された音声又は視覚メディアであって、ディープフェイク及びチャットボット⁽⁸⁾の生成物を含み、それに限定されないものであり、当該メディアにおいて描写されたコンテンツが真正な記録であると通常人に誤って見えるようなコンテンツをいう。
- (2) 「実質的に虚偽のコンテンツ」には、当該コンテンツの知覚された内容又は意味を著しく変更しない軽微な修正のみを含有する音声又は視覚メディアは含まれない。軽微な変更には、画像の輝度又はコントラストの変更、音声における背景の雑音の除去及び画像又は音声若しくは視覚メディアのコンテンツに影響を与えないその他の軽微な変更が含まれる。

第 20513 条

- (a) 大規模オンラインプラットフォームは、次に掲げる条件が全て満たされる場合、最新技術を使用して実質的に虚偽のコンテンツを識別し、削除するための手順を開発し、実施しなければならない。
- (1) 当該コンテンツが、第 20515 条 a 項の規定に従い報告されたものであること。
 - (2) 当該実質的に虚偽のコンテンツが次に掲げる号のいずれかであること。
- (A) 公選職の候補者について、当該候補者が行わなかった、又は発言しなかったことを

(5) 州民発案は有権者が州の憲法改正案、法律案等を提案し、有権者の票決に付すことを可能とする手続であり、州民表決は州議会が可決した州の憲法改正案、法律案等を有権者の票決に付す手続である。大湖彬史「米国各州の憲法改正州民投票における投票用紙掲載情報（資料）」『レファレンス』888 号, 2024.12, pp.82-85. <<https://doi.org/10.11501/13939021>>

(6) 「選挙事務に携わる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。(a) 選挙の管理の責務を担う事務員又はその他の者、(b) 州内の郡、市又は地区内において選挙を管轄する郡の事務員、市の事務員、選挙人登録官又は選挙管理者

(7) Business and Professions Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=BPC&tocTitle=+Business+and+Professions+Code+-+BPC>>「ソーシャルメディアプラットフォーム」とは、カリフォルニア州にユーザーを有する公開若しくは準公開のインターネットベースのサービス又はアプリケーションであって、①ユーザー同士がサービス又はアプリケーション内で交流できることを主な機能とし、②サービス又はアプリケーションへのサインイン及び利用を目的とした公開又は準公開プロフィールの作成が可能で、システム内でつながりを共有している他のユーザーのリストを作成でき、並びに他のユーザーが閲覧可能なコンテンツを作成し、又は投稿することができるものをいう（第 22675 条）。

(8) AI を利用し、人間との対話やメッセージのやりとりを行うコンピュータプログラム。また、これを用いたサービス。「チャットボット」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/chat%20bot-1813370>>

行っている、又は発言しているかのように描写しており、候補者の評判又は当選の見込みを損なう可能性が合理的に高いこと。

(B) 選挙事務に携わる者について、選挙関連の職務の遂行に関連して当該選挙事務に携わる者が行わなかった、又は発言しなかったことを行っている、又は発言しているかのように描写しており、1つ又は複数の選挙争訟 [election contests]⁽⁹⁾の結果に対する信用を不当に損なう可能性が合理的に高いこと。

(C) 当選した公職者について、当該当選した公職者が行わなかった、又は発言しなかった、カリフォルニア州における選挙に影響を与えるようなことを行っている、又は発言しているかのように描写しており、1つ又は複数の選挙争訟の結果に対する信用を不当に損なう可能性が合理的に高いこと。

(3) 当該コンテンツが、e項に定める1つ又は複数の適用期間に投稿されたものであること。

(4) 大規模オンラインプラットフォームが、当該コンテンツが本条の要件を満たしているという事実を知っているか、又はその事実を認識した上であえて無視して行動していること。

(b) 投稿がa項に規定する削除の要件を満たすと判断された場合、大規模オンラインプラットフォームは、本章を遵守するため第20515条a項の規定に従って行われた報告から72時間以内に、当該判断に基づき当該投稿を削除しなければならない。

(c) 大規模オンラインプラットフォームは、この削除がe項に定める1つ又は複数の適用期間内に生じた場合において、当該プラットフォームが本章に基づき過去に削除したコンテンツと全く同じ若しくはおおむね同一である実質的に虚偽のコンテンツが投稿され、若しくは再投稿されたこと発見し、又は警告されたときは、直ちに、最新技術を用いて、識別し、削除しなければならない。

(d) (1) a項第2号(A)の規定にかかわらず、本条は、デジタルコンテンツに「この____は加工されている」と明確に提示する開示事項が含まれている場合は、e項に定める期間中に、行わなかった、又は発言しなかったことを自身が行っている、又は発言しているかのように描写されている公選職の候補者には適用されない。この開示事項の空欄には、メディアを最も正確に説明する次に掲げる用語のいずれかを記入するものとする。

(A) 画像

(B) 音声

(C) 映像

(2) (A) 視覚メディアの場合、開示事項のテキストは、平均的な視聴者が容易に読める大きさで出現し、かつ、当該視覚メディアに出現する他のテキストの最大フォントサイズよりも小さくしてはならない。視覚メディアに他のテキストが一切含まれていない場合は、開示事項は、平均的な視聴者が容易に読める大きさで出現しなければならない。映像である視覚メディアの場合、開示事項は映像の継続期間中に出現するものとする。

(B) メディアが音声のみで構成されている場合、開示事項は、音声の冒頭、音声の末

(9) 選挙の効力に関する異議の申出、審査の申立て及び訴訟の総称。法令用語研究会編『法律用語辞典 第5版』有斐閣、2020、p.696。

尾及び音声は2分を超える長さである場合は2分を超えない間隔で音声内に差し入れられるものとし、明瞭な口調で、かつ、平均的な聴取者が容易に聞き取れる音程で読み上げられるものとする。

- (e) (1) 第2号に規定する場合を除き、カリフォルニア州における選挙の120日前から選挙当日までの期間、大規模オンラインプラットフォームは、a項からc項までの規定により義務付けられた範囲においてコンテンツを削除しなければならないが、公選職の候補者は、d項の規定により義務付けられた開示事項を伴わなくてはならない。
- (2) 大規模オンラインプラットフォームは、a項に該当するコンテンツが選挙事務に携わる者を描写している、又は関連している場合は、カリフォルニア州における選挙の120日前から選挙の60日後までの期間、a項からc項までの規定により義務付けられた範囲においてコンテンツを削除しなければならない。

第20514条

- (a) 大規模オンラインプラットフォームは、次に掲げる条件が全て満たされる場合、最新技術を使用して実質的に虚偽のコンテンツを識別し、c項に規定されるとおりにそのようなコンテンツにラベル付けをするための手順を開発し、かつ、実施しなければならない。
 - (1) 当該コンテンツが、第20515条a項の規定に従い報告されたものであること。
 - (2) 当該実質的に虚偽のコンテンツが次に掲げる号のいずれかであること。
 - (A) 第20513条a項の規定に含まれるが、同条e項に定める適用期間外に投稿されているもの
 - (B) 広告又は選挙に係るコミュニケーションに含まれて出現し、第20513条の対象ではないもの
- (3) 大規模オンラインプラットフォームが、当該実質的に虚偽のコンテンツが本条の要件を満たしている事実を知っているか、又はその事実を認識した上であえて無視して行動していること。
- (b) 投稿がa項に規定するラベル付けの要件を満たすと判断された場合、大規模オンラインプラットフォームは、本章を遵守するため第20515条a項の規定に従って行われた報告から72時間以内に、当該判断に基づきラベル付けを行わなければならない。
- (c) a項の規定により義務付けられたラベルには、「この____は加工されており、真正ではない」と明確に提示しなければならない。この開示事項の空欄には、メディアを最も正確に説明する次に掲げる用語のいずれかを記入するものとする。
 - (1) 画像
 - (2) 音声
 - (3) 映像
- (d) a項の規定により義務付けられたラベルは、ユーザーがそれをクリックし、又はタップすることで、実質的に虚偽のコンテンツについて、分かりやすい形式で追加説明が得られるようにしなければならない。
- (e) a項に定めるラベル付けの要件は、次の各号の期間において、適用可能な範囲で適用される。
 - (1) カリフォルニア州における選挙の6か月前から選挙当日までの期間
 - (2) 当該コンテンツが選挙事務に携わる者、[大統領及び副大統領選出のための] 選挙人団

の経過、投票機、投票用紙、投票所若しくはその他の選挙に関する設備又は投票の開票点検を描写している、又は関連している場合は、カリフォルニア州における選挙の6か月前から選挙の60日後までの期間

第 20515 条

- (a) 大規模オンラインプラットフォームは、カリフォルニア州居住者に対し、第 20513 条に従って削除されるべき、又は第 20514 条に従ってラベル付けされるべきコンテンツを当該プラットフォームに報告するための、容易にアクセス可能な手段を提供しなければならない。大規模オンラインプラットフォームは、報告から 36 時間以内に、報告を行った人物に対して、当該コンテンツに関して大規模オンラインプラットフォームが講じた、又は講じなかった措置について記述した回答をしなければならない。
- (b) a 項に基づき大規模オンラインプラットフォームに報告を行った公選職の候補者、当選者又は選挙事務に携わる者であって、36 時間以内に回答を受け取っていない、又は当該回答、措置若しくは大規模オンラインプラットフォームによる 72 時間以内の措置不履行に同意できない者は、第 20513 条により義務付けられた特定コンテンツの削除、第 20514 条により義務付けられた特定コンテンツのラベル付け又は a 項により義務付けられている報告プロセスの遵守を強制するために、当該大規模オンラインプラットフォームに対して差止命令又はその他の衡平法上の救済⁽¹⁰⁾を求めることができる。原告は、明白かつ説得力のある証拠によって違反を立証する責任を負うものとする。本項に基づく訴訟は、[カリフォルニア州] 民事訴訟法典⁽¹¹⁾ 第 35 条に従って優先的に取り扱われる。

第 20516 条

[カリフォルニア州] 司法長官、地区検察官又は市弁護士 [city attorney]⁽¹²⁾ は、第 20513 条により義務付けられた特定コンテンツの削除、第 20514 条により義務付けられた特定コンテンツのラベル付け又は第 20515 条 a 項により義務付けられた報告プロセスの遵守を強制するために、大規模オンラインプラットフォームに対して差止命令又はその他の衡平法上の救済を求めることができる。原告は、明白かつ説得力のある証拠によって違反を立証する責任を負うものとする。本条に基づく訴訟は、民事訴訟法典第 35 条に従って優先的に取り扱われる。

第 20517 条

本章は、実質的に虚偽のコンテンツで使用された言語にかかわらず、当該コンテンツに適用される。使用された言語が英語でない場合、第 20513 条 d 項により義務付けられる開示事項及び第 20514 条により義務付けられるラベルは、英語と同様に使用された言語でも出現しなければならない。

(10) コモンロー上の損害賠償 (damages) では救済の目的を達し得ない場合に、第二次的救済として与えられる衡平法 (equity) 上の救済方法。特定履行 (specific performance)、差止命令 (injunction) が代表例。長谷川俊明『法律英語の用法・用語 改訂第 2 版』第一法規, 2025, pp.55-56.

(11) Code of Civil Procedure. <<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CCP&tocTitle=+Code+of+Civil+Procedure+-+CCP>> 選挙人の登録又は登録拒否、候補者の認証又は認証拒否、州民投票の認証又は認証拒否、選挙争訟、選挙法典第 20010 条又は第 20012 条に基づく訴訟、選挙法典第 20 編第 7 章 (第 20510 条以下) に基づく訴訟及び選挙法典第 21 編第 2 章 (第 21100 条以下) に基づく訴訟は、申立日の順に訴訟日程に組み入れられ、優先されるものとする (第 35 条)。

(12) 弁護士 (attorney) 資格を持つ市の役人で、法律問題で助言をなすとともに市を代表する職務を有する。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.167.

第 20518 条

- (a) 本章は、大規模オンラインプラットフォームが第 20513 条及び第 20514 条で指定された期間外に実質的に虚偽のコンテンツをブロックし、削除し、又はラベル付けすることを妨げるものではない。
- (b) 本章は、本章の対象外であるオンラインプラットフォームが実質的に虚偽のコンテンツをブロックし、削除し、又はラベル付けすることを妨げるものではない。

第 20519 条

本章は、次に掲げるいずれの場合にも適用されない。

- (a) 一般的な関心事のニュース及び論評を日常的に掲載し、かつ、本章でオンラインプラットフォームがブロックし、又はラベル付けすることを義務付けられている実質的に虚偽のコンテンツを掲載した、定期刊行されるオンラインの新聞、雑誌又はその他の定期刊行物であって、当該刊行物が当該実質的に虚偽のコンテンツは実際の出来事、事件、外観、発言又は表現行為を正確に描写していないことについて明白な開示事項を含む場合
- (b) (1) 本章により禁止されている実質的に虚偽のコンテンツを真正なニュース放送、ニュースインタビュー、ニュースドキュメンタリー、一般的な関心事の論評又は誠実なニュースの現場報道として放送する放送局であって、当該放送が当該実質的に虚偽のコンテンツは現実の出来事、事件、外観、発言又は表現行為を正確に描写していないことを、標準的な聴取者若しくは視聴者が容易に聞き、若しくは読むことができる方法で内容又は開示事項により明白に認めている場合
- (2) 実質的に虚偽のコンテンツを放送することに対して報酬が支払われている場合であり、かつ、次に掲げるいずれかの状況が存在する場合
- (A) 当該放送局が、本章の要件に一致する禁止及び免責条項を定めており、かつ、広告を購入した各個人又は団体に当該禁止及び免責条項を提供していることを証明できるとき。
- (B) 連邦法が、当該放送局に対して法的な適格性を有する候補者からの広告を放送することを義務付けている、又は当該放送局によるメッセージの検閲若しくは改変を禁止しているとき。
- (C) 実質的に虚偽のコンテンツが風刺又はパロディを構成するとき。

第 20520 条

本章の規定は相互に可分 [severable]⁽¹³⁾ である。本章のいずれかの規定又はその適用が無効であるとされた場合でも、その無効性は、無効な規定若しくは適用を除外しても効力を維持できる他の規定又は適用には影響しないものとする。

第 4 条 省略

第 5 条 省略

(きたむら やよい)

(13) 可分法の法理 (severability doctrine.) を意味する。ある条項が別の関連する条項の違法性や無効の影響を受けないとする法理。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991. p.773.

選挙に関して民事訴訟法典第 35 条を改正し、
及び選挙法典に第 20012 条を追加し、
並びにそれについて緊急事態を宣言し、直ちに発効する法律（抄）
（Assembly Bill No. 2839 Chapter 262）

An act to amend Section 35 of the Code of Civil Procedure, and to add Section 20012 to the Elections Code, relating to elections, and declaring the urgency thereof, to take effect immediately.
（Assembly Bill No. 2839 Chapter 262）

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生記

第 1 条 省略

第 1.5 条

2023 年議会制定法第 343 章第 1 条により改正された〔カリフォルニア州〕民事訴訟法典⁽¹⁾第 35 条を、次のように改正する。

第 35 条

- (a) 選挙人の登録又は登録拒否、候補者の認証又は認証拒否、州民投票の認証又は認証拒否、選挙争訟〔election contests〕⁽²⁾、〔カリフォルニア州〕選挙法典⁽³⁾第 20010 条⁽⁴⁾又は第 20012 条⁽⁵⁾に基づく訴訟、選挙法典第 20 編第 7 章（第 20510 条以下）⁽⁶⁾に基づく訴訟及び選挙法典第 21 編第 2 章（第 21100 条以下）⁽⁷⁾に基づく訴訟は、申立日の順に訴訟日程に組み入れられ、優先されるものとする。
- (b) 本条は、2027 年 1 月 1 日まで有効であり、2027 年 1 月 1 日より前に制定された後続の法令により当該日付が削除されず、又は延長されない限り、同日をもって廃止されるものとする。

* この翻訳は、選挙に関して民事訴訟法典第 35 条を改正し、及び選挙法典に第 20012 条を追加し、並びにそれについて緊急事態を宣言し、直ちに発効する法律（Stats. 2024, Ch. 262. (AB 2839) <https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2839>）を訳出したものである。第 1 条及び第 2 条は発効要件を満たさなかったため省略した。また、第 4 条は第 1 条及び第 1.5 条の、第 5 条は第 2 条及び第 2.5 条の発効要件を規定したものであったため、これも省略した。〔 〕内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 7 月 1 日である。

- (1) Code of Civil Procedure. <<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CCP&tocTitle=+Code+of+Civil+Procedure+-+CCP>>
- (2) 選挙の効力に関する異議の申出、審査の申立て及び訴訟の総称。法令用語研究会編『法律用語辞典 第 5 版』有斐閣, 2020, p.696.
- (3) Elections Code. <<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=ELEC&tocTitle=+Elections+Code+-+ELEC>>
- (4) 2019 年の法令第 493 章第 4 条により追加された、公選職の候補者のディープフェイクに関する規定。現行の条項は 2027 年 1 月 1 日をもって当該条項の規定により廃止される。
- (5) 本法律第 3 条により追加される条項。
- (6) 2024 年の法令第 261 章第 3 条（AB2655）により制定された、選挙広告等におけるディープフェイクに関する規定。
- (7) 2023 年の法令第 343 章第 14 条（AB764）により制定された、選挙区に関する規定。

第2条 省略

第2.5条

2023年法令第343章第2条により改められた民事訴訟法典第35条を、次のように改める。

第35条

- (a) 選挙人の登録又は登録拒否、候補者の認証又は認証拒否、州民投票の認証又は認証拒否、選挙争訟、選挙法典第20012条に基づく訴訟、選挙法典第20編第7章（第20510条以下）に基づく訴訟及び選挙法典第21編第2章（第21100条以下）に基づく訴訟は、申立日の順に訴訟日程に組み入れられ、優先されるものとする。
- (b) 本条は、2027年1月1日に発効するものとする。

第3条

選挙法典に第20012条を追加し、次のとおりとする。

第20012条

- (a) 本議会は次の見解を示し、宣言する。
- (1) カリフォルニア州は、生成人工知能（AI）を動力源とする偽情報がこれまでにないほど私たちの情報生態系を汚染する、史上初のAI選挙に突入している。選挙人は、どの画像、音声又は映像を信頼できるのか分からないであろう。
- (2) 悪意のある者は、現在の技術を使えば、数回のクリックで、候補者が賄賂を受け取っている偽の画像若しくは選挙事務に携わる者が投票機の機密性が確保されていないと発言しているのを「録画された」偽の映像を作り出し、又はカリフォルニア州の何百万人もの選挙人に投票場所が変更されたと伝える知事の声の人工的な自動音声電話を生成する力を今や持っている。
- (3) 2024年の大統領選挙に向けて、候補者及び政党は既にディープフェイクの画像、音声及び映像コンテンツを作り出し、及び配信している。これらの偽の画像又はファイルは、たとえ郵便、テレビ、電話及びテキストなどの旧来の配布方法を使用していたとしても、選挙結果をゆがめ、投票用紙の集計プロセスに対する信頼を損なう可能性がある。
- (4) カリフォルニア州における選挙が自由かつ公正であることを確保するため、カリフォルニア州は、選挙の前後一定期間、選挙人が投票することを妨害し、不正なコンテンツに基づいて選挙人を欺く目的のディープフェイク及び偽情報の使用を防止しなければならない。本法律の規定は、自由かつ公正な選挙を守るというカリフォルニア州の切迫した利益を促進するために厳密に規定されている。
- (5) 本法律⁽⁸⁾により義務付けられる表示情報は、消費者に対する欺瞞（ぎまん）を防ぐために、特定の画像、音声、映像又はテキストのコンテンツが真正ではないことに関する事実情報を消費者に提供するために厳密に規定されている。
- (b) (1) 個人、委員会、その他の団体は、c項に規定された期間中、悪意を持って、次に掲げるいずれかに該当する実質的に虚偽のコンテンツを含む広告又はその他の選挙に係るコ

(8) 原語は「bill」であるが、法律として成立しているためここでは法律と訳した。

コミュニケーションを故意に拡散してはならない。

- (A) カリフォルニア州の連邦、州又は地方の公選職の候補者について、当該候補者が行わなかった、又は発言しなかったことを行っている、又は発言しているかのように描写しており、当該コンテンツが当該候補者の評判又は当選の見込みを損なう可能性が合理的に高いもの
- (i) (A)において、「連邦、州又は地方の公選職の候補者」には、カリフォルニア州で発行される投票用紙に「記載されることを」求め、又は記載されることとなる、米国大統領又は米国副大統領の職に立候補する者が含まれる。
- (B) 選挙事務に携わる者について、当該選挙事務に携わる者がカリフォルニア州の選挙に関して行わなかった、又は発言しなかったことを行っている、又は発言しているかのように描写しており、当該コンテンツが1つ又は複数の選挙争訟の結果に対する信用を不当に損なう可能性が合理的に高いもの
- (C) 当選した公職者について、当該当選した公職者がカリフォルニア州の選挙に関連して行わなかった、又は発言しなかったことを行っている、又は発言しているかのように描写しており、当該コンテンツが候補者の評判若しくは当選の見込みを損なう可能性が合理的に高い、又は1つ若しくは複数の選挙争訟の結果に対する信用を不当に損なう可能性が合理的に高いもの
- (D) 投票機、投票用紙、投票所又はその他のカリフォルニア州の選挙に関する財若しくは設備を実質的に正しくない方法で描写しており、当該コンテンツが1つ又は複数の選挙争訟の結果に対する信用を不当に損なう可能性が合理的に高いもの
- (2) 第1号(A)の規定にかかわらず、本条は、コンテンツに「この____は加工されています」と明確に提示する開示事項が含まれ、次に掲げる要件を満たしている場合は、行わなかった、又は発言しなかったことを自身が行っている、又は発言しているかのように描写されている候補者には適用されない。
- (A) 第2号により義務付けられている開示事項の空欄には、メディアを最も正確に説明する次に掲げる用語のいずれかを記入するものとする。
- (i) 画像
- (ii) 音声
- (iii) 映像
- (B) (i) 視覚メディアの場合、開示事項のテキストは、平均的な視聴者が容易に読める大きさで出現し、かつ、当該視覚メディアに出現する他のテキストの最大フォントサイズよりも小さくしてはならない。視覚メディアに他のテキストが一切含まれていない場合は、開示は、平均的な視聴者が容易に読める大きさで出現しなければならない。映像である視覚メディアの場合、開示は映像の継続期間中に出現するものとする。
- (ii) メディアが音声のみで構成されている場合、開示は、音声の冒頭、音声の末尾及び音声が2分を超える長さである場合は2分を超えない間隔で音声内に差し入れられるものとし、明瞭な口調で、かつ、平均的な聴取者が容易に聞き取れる音高で読み上げられるものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、風刺又はパロディを構成する実質的に虚偽なコンテンツ

を含む広告又はその他の選挙に係るコミュニケーションについては、当該コミュニケーションに「この____は風刺又はパロディを目的として加工されています」と示す開示事項が含まれている場合、本条は適用されない。当該開示事項は、第2号(A)及び(B)に規定された要件を満たすものとする。

- (4) (A) 個人、委員会又はその他の団体は、c項に明記された期間中、次に掲げるいずれの事項も行ってはならない。
- (i) 第2号又は第3号により義務付けられている開示を削除すること。
 - (ii) 義務付けられている開示を行わずに、第2号又は第3号の対象となるコンテンツを故意に再公開すること。
- (B) (A)の違反は、第1号で禁止されている、実質的に虚偽のコンテンツを含む広告又はその他の選挙に係るコミュニケーションを故意に拡散する意図の証拠となる。
- (c) b項に規定する禁止は、次に掲げる期間に限り適用される。
- (1) カリフォルニア州におけるいかなる選挙の前の120日間
 - (2) b項第1号(B)及び(D)に規定する者及び物品については、カリフォルニア州におけるいかなる選挙の120日前から選挙の60日後までを含む。
- (d) (1) 本条に違反して拡散された実質的に虚偽のコンテンツの受信者、選挙に参加する候補者若しくは委員会又は選挙事務に携わる者は、本条に違反する実質的に虚偽のコンテンツの拡散を禁止する差止命令又はその他の衡平法上の救済⁽⁹⁾を求めることができる。裁判所は、勝訴した原告に合理的な弁護士費用及び訴訟費用も認めるものとする。本項に基づく訴訟は、民事訴訟法典第35条に従って優先的に取り扱われるものとする。
- (2) (A) 本条に違反して拡散された実質的に虚偽のコンテンツの受信者、選挙に参加する候補者若しくは委員会又は選挙事務に携わる者は、本条に違反して実質的に虚偽のコンテンツを拡散した、又は再発布した個人、委員会又はその他の団体に対して、一般損害賠償⁽¹⁰⁾又は特別損害賠償⁽¹¹⁾を求める訴訟を起こすことができる。裁判所は、勝訴した訴訟当事者に合理的な弁護士費用及び訴訟費用も認めるものとする。本項は、原告が法律上又は衡平法上の他の有効な救済措置を確保し、又は取り戻すことを制限し、又は妨げるものと解釈されないものとする。
- (B) 本項は、実質的に虚偽のコンテンツを拡散した放送局又はインターネットウェブサイトが当該コンテンツを作成していない場合には、当該放送局又はインターネットウェブサイトに対しては適用されない。
- (3) 本条の違反を申し立てる民事訴訟において、原告は、明白かつ説得力のある証拠によって違反を立証する責任を負うものとする。
- (e) (1) 本条は、本条により禁止されている実質的に虚偽のコンテンツを真正なニュース放送、ニュースインタビュー、ニュースドキュメンタリー、一般的な関心事の論評又は真

(9) コモンロー上の損害賠償 (damages) では救済の目的を達し得ない場合に、第二次的救済として与えられる衡平法 (equity) 上の救済方法。特定履行 (specific performance)、差止命令 (injunction) が代表例。長谷川俊明『法律英語の用法・用語 改訂第2版』第一法規, 2025, pp.55-56.

(10) 原語は general damages. 不法行為・契約違反の結果、通常・当然に発生するものと想定される損害に対する賠償で、特に立証の必要はない。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.469.

(11) 原語は special damages. 不法行為・契約違反の結果、通常・当然に発生するものと想定される損害ではなく、原告が特別に主張し証明しなければならない損害に対して与えられる損害賠償。同上, p.1046.

正なニュースの現場報道として放送する放送局に対して、当該放送が、当該の実質的に虚偽のコンテンツが現実の出来事、事件、外観、発言又は表現行為を正確に描写していないことを、標準的な聴取者又は視聴者が容易に聞き、又は読むことができる方法で内容又は開示事項により明白に認めている場合には、適用されない。

- (2) 本条は、実質的に虚偽のコンテンツを放送することに対して報酬が支払われている場合であり、かつ、次に掲げるいずれかの状況が存在する場合には、放送局には適用されない。
- (A) 当該放送局が、本条の要件に一致する禁止及び免責条項を定めており、かつ、広告を購入した各個人又は団体に当該禁止及び免責条項を提供していることを証明できるとき。
- (B) 連邦法が、当該放送局に対して法的な適格性を有する候補者からの広告を放送することを義務付けている、又は当該放送局によるメッセージの検閲若しくは改変を禁止しているとき。
- (3) 本条は、一般的興味のニュース及び論評を日常的に掲載し、かつ、本条で禁止されている実質的に虚偽のコンテンツを掲載した、インターネット又は電子出版物を含む、定期刊行される新聞、雑誌又はその他の定期刊行物に対して、当該刊行物が当該実質的に虚偽のコンテンツは実際の出来事、事件、外観、発言又は表現行為を正確に描写していないことを明白に示している場合には、適用されない。
- (4) 本条は、合衆国法典第 47 編第 230 条 f 項第 2 号において定義されているインタラクティブコンピュータサービス [interactive computer service]⁽¹²⁾ に法的責任を負わせるものではない。
- (f) 本条の規定の適用について、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「広告」とは、カリフォルニア州における公選職の候補者若しくはカリフォルニア州で発行された投票用紙に記載された州民投票を支持し、若しくは反対することを目的として公認された、若しくは費用を負担されたもので、かつ、テレビ、ラジオ、電話若しくはテキストにより広められ、インターネットにより拡散され、若しくは看板、映像看板若しくはスクリーンを含む印刷メディア及びその他の類似の広告メディアを通じて全体に周知させているあらゆる一般的又は公的なコミュニケーションをいう。
- (2) 「放送局」とは、ラジオ又はテレビの放送局を意味し、次のものを含む。
- (i) ケーブル放送の事業者、番組編成担当者又は制作者
- (ii) ストリーミングサービスの事業者、番組編成担当者又は制作者
- (iii) 直接衛星放送事業者、番組編成担当者又は制作者
- (3) 「委員会」とは、政府法典⁽¹³⁾ 第 82013 条に定める委員会をいう。

(12) 「インタラクティブコンピュータサービス」とは、複数のユーザーによるコンピュータサーバーへのアクセスを提供し、又は可能にする情報サービス、システム又はアクセスソフトウェアプロバイダをいう。47 U.S.C. §230(f)(2) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2023-title47/pdf/USCODE-2023-title47-chap5-subchapII-partI-sec230.pdf>>

(13) Government Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=GOV&tocTitle=+Government+Code+-+GOV>>「委員会」とは、直接的又は間接的に次に掲げる行為のいずれかを実行する個人又は複数の個人の連合体をいう。(a) 暦年において合計 2,000 ドル以上の寄附金を受領する。(b) 暦年において合計 1,000 ドル以上の独立した支出を行う。(c) 候補者又は委員会に対して又はその依頼により、暦年で合計 1 万ドル以上の寄附を行う（第 82013 条）。1 ドルは 145 円（令和 7 年 7 月分報告省令レート）。

- (4) 「ディープフェイク」とは、デジタル方式により作り出され、又は改変された音声又は視覚メディアであって、そのメディアにおいて描写された個人の現実の発言又は行為の真正な記録であるかのように通常人が誤って認識するであろうものをいう。
- (5) 「選挙に係るコミュニケーション」とは、「広告」に該当しないあらゆる一般的又は公的なコミュニケーションであって、テレビ、ラジオ、電話若しくはテキストによって若しくは通して広められ、インターネットにより拡散され、若しくは看板、映像看板若しくはスクリーンを含む印刷メディア及びその他の類似の広告メディアを通じて全体に周知されているものであって、次のいずれかに関するものをいう。
- (i) 公職候補者又は州民投票
 - (ii) 選挙において投票し、又は投票を止めること
 - (iii) 投票の開票点検
- (6) 「選挙事務に携わる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいうが、選挙の実施若しくは管理、開票点検の管理、選挙若しくは開票点検の実施若しくは管理の支援又は選挙法典の規定の施行に関連するその他の職務の遂行を担う者としての役割に限る。
- (i) 第 320 条に定める選挙事務に携わる者⁽¹⁴⁾
 - (ii) 州務長官及びその職員
 - (iii) 選挙区委員会の臨時職員、投票所係員又は委員
 - (iv) 選挙の実施若しくは管理、開票点検の管理、選挙若しくは開票点検の実施若しくは管理の支援又は選挙法典の規定の施行に関連するその他の職務の遂行を担うその他の者
- (7) 「悪意」とは、個人、委員会又はその他の団体が、実質的に虚偽のコンテンツが正しくないことを知っているか、又は真実性を認識した上で無視して、音声若しくは映像メディアを拡散したことをいう。
- (8) (A) 「実質的に虚偽のコンテンツ」とは、故意にデジタル方式により作り出され、若しくは改変された音声又は視覚メディアであって、ディープフェイクを含むが、それに限定されない、当該メディアにおいて描写されたコンテンツが真正な記録であると通常人に誤って見えるようなコンテンツをいう。
- (B) 「実質的に虚偽のコンテンツ」には、当該コンテンツの知覚された内容又は意味を著しく変更しない軽微な修正のみを含有する音声又は視覚メディアは含まれない。軽微な変更には、画像の輝度又はコントラストの変更、音声における背景の雑音の除去及び音声又は視覚メディアのコンテンツに影響を与えないその他の軽微な変更が含まれる。
- (9) 「受信者」には、本条に違反して最初に拡散された画像、音声又は映像ファイルを見て、聞いて、又はその他の方法で知覚する者も含まれる。
- (g) 本条の規定は、広告又は勧誘において使用された言語にかかわらず適用される。使用された言語が英語でない場合、b 項第 2 号により義務付けられている開示は、広告又は勧誘で使用される言語で出現するものとする。
- (h) 本章の規定は相互に可分 [severable]⁽¹⁵⁾ である。本条のいずれかの規定又はその適用が無

(14) 「選挙事務に携わる者」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。(a) 選挙の管理の責務を担う事務員又はその他の者、(b) 州内の郡、市又は地区内において選挙を管轄する郡の事務員、市の事務員、選挙人登録官又は選挙管理者

(15) 可分法の法理 (severability doctrine.) を意味する。ある条項が別の関連する条項の違法性や無効の影響を受けないとする法理。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991. p.773.

効であるとされた場合でも、その無効性は、無効な規定若しくは適用を除外しても効力を維持できる他の規定又は適用には影響しないものとする。

第 4 条 省略

第 5 条 省略

第 6 条

本法律は、カリフォルニア州憲法第 4 編の規定にいう、公共の平和、健康又は安全を直ちに維持するために必要な緊急法 [urgency statute]⁽¹⁶⁾ であり、直ちに発効するものとする。その必要性を構成する事実は次のとおりである。

カリフォルニア州では、人工知能（AI）の影響を受けた初の選挙が迫っており、AI によって生成された偽情報が候補者、選挙事務に携わる者、当選した公職者、投票設備に対する選挙人の認識及び理解をゆがめる可能性がある。2024 年の大統領選挙に向けて、候補者及び悪意のある者は既にディープフェイクの画像、音声及び映像コンテンツを作り出し、及び拡散している。本法律の規定を施行し、AI 及びディープフェイクのメディアによって広められた偽情報から、来る 2024 年 11 月 5 日の本選挙 [一般投票] を守るためには、本法律を直ちに発効させる必要がある。

（きたむら やよい）

(16) 公共の平和、健康又は安全を直ちに維持するために必要な議会制定法をいう。その必要性を構成する事実を法律案の 1 つの条項に記載しなければならないと定められている。州議会の各議院において、当該条項と法案はそれぞれ個別に可決され、議事録に記載される起立投票により、議席数の 3 分の 2 の賛成を得なければならない。California Constitution. (第 4 編第 8 条 d 項) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CONS&division=&title=&part=&chapter=&article=IV>